

長岡市地域福祉計画

(最終案)

平成30年3月

長岡市

目 次

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	1
5 計画策定・推進の体制	2

第2章 長岡市の概況

1 人口と世帯	3
2 子どもの出生	5
3 要介護（要支援）認定者	6
4 障害者手帳の所持者	7
5 生活保護世帯	8

第3章 地域福祉の基本方針と施策体系

1 地域福祉を取り巻く主な課題	9
2 基本方針と施策の柱	10
3 施策の体系	12
4 施策の体系図	14
5 「地域」のとらえ方	15

第4章 地域福祉を推進するための施策

第1節 地域で支え合う福祉のまちづくり	
1 ご近所・地域のつながりづくり	16
2 支え合い活動の活性化	17
3 地域の福祉活動の充実	20
第2節 福祉の心を育むまちづくり	
1 福祉教育・啓発活動の推進	23
2 地域福祉を支える担い手の発掘・育成	25
第3節 ボランティア活動の盛んなまちづくり	
1 ボランティアの参加促進と育成推進	27
2 ボランティア活動の活性化	28

第4節 地域福祉を支える環境づくり	
1 包括的な支援体制の推進	30
2 相談体制・情報提供の充実	32
3 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実	33
4 利用しやすい施設の整備と公共交通の利便性向上	34

資料編

1 地域福祉に係る市民アンケート調査	37
2 長岡市高齢者保健福祉推進会議設置要領	44
3 長岡市高齢者保健福祉推進会議 委員名簿	45
4 長岡市障害者施策推進協議会規則	46
5 長岡市障害者施策推進協議会 委員名簿	47

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国では現在、少子化により総人口が減少する一方、平均寿命の伸長により高齢者が増加の一途をたどっています。加えて、価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、家族を含む他者との関わり方が変わり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、生活課題・福祉課題が多様化・複雑化しています。

このように、「支える側」の減少と「支えられる側」の増加、さらには課題の多様化・複雑化が進んでいる現状においては、「支える側」の力に頼るだけでは課題の解決が困難です。地域住民や関係団体、行政等が協力し、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、みんながみんなを支え合うことが大切です。

国は、高齢者や障害のある人、子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。さらに、「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法を改正し、「地域福祉計画」を福祉の各分野の上位計画として位置付けるとともに策定を努力義務とするなど、地域福祉の重要性を改めて示したところです。

本市の「地域福祉計画」は、平成15年度から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定してきましたが、この新しい「地域福祉計画」は、法改正に伴い各福祉計画の上位計画として位置付け、単独の計画として策定しました。この計画に基づき、地域と行政が協力しながら地域福祉の推進に取り組んでいきます。

2 計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。

また、新潟県健康福祉ビジョン（地域福祉支援計画）、長岡市総合計画、長岡リジュベネーション～長岡若返り戦略～、長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、ながおかヘルシープラン21、長岡市子育て・育ち“あい”プラン、長岡市住宅政策マスターplan、長岡市地域防災計画、長岡市人権教育・啓発推進計画、第2次ながおか男女共同参画基本計画との整合性を図ります。

4 計画の期間

この計画の期間は平成30年度から平成35年度までの6か年とし、平成35年度に次期計画策定のため見直しを行います。

なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

5 計画策定・推進の体制

この計画は、保健・医療・福祉関係者、関係団体、学識経験者、市民等から構成される「長岡市高齢者保健福祉推進会議」及び「長岡市障害者施策推進協議会」の委員から意見、提言を受けるとともに、市の関係部署や各関係団体と検討・調整しながら策定しました。また、計画の推進にあたっては、当該会議等において進捗状況を確認し、必要に応じて計画の見直しを行います。

【参考：計画策定の経過】

平成 29 年 7 月	第 1 回高齢者保健福祉推進会議及び第 1 回障害者施策推進協議会（計画の概要について）
平成 29 年 7 月～8 月	地域福祉に係る市民アンケート調査
平成 29 年 9 月	第 2 回高齢者保健福祉推進会議及び第 2 回障害者施策推進協議会（計画の骨子について）
平成 29 年 11 月～12 月	第 3 回高齢者保健福祉推進会議及び第 3 回障害者施策推進協議会（計画の原案について）
平成 30 年 1 月～2 月	パブリックコメント
平成 30 年 3 月	第 4 回高齢者保健福祉推進会議及び第 4 回障害者施策推進協議会（計画の最終案について）

第2章 長岡市の概況

1 人口と世帯

(1) 人口構造

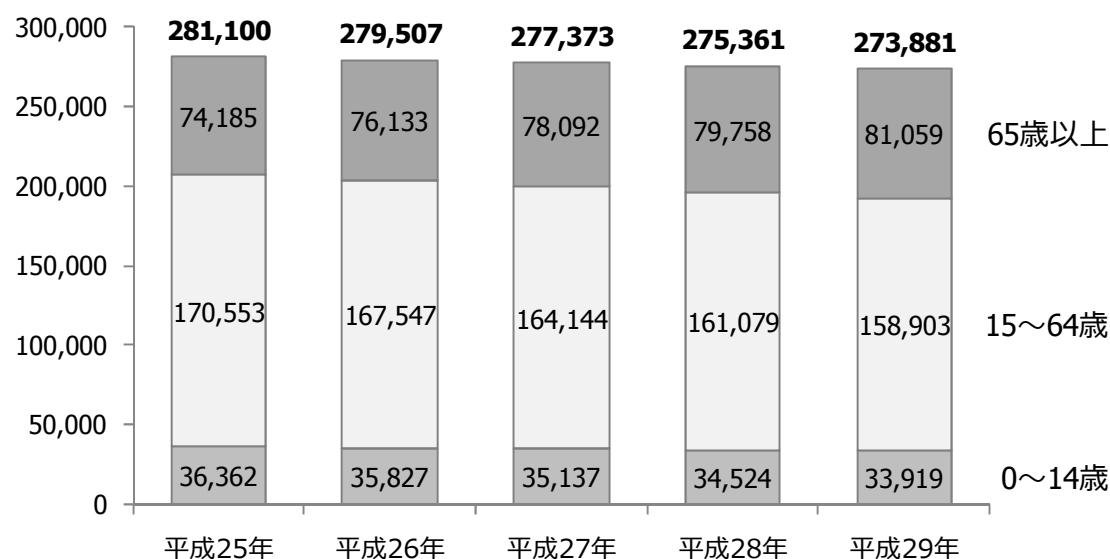
総人口が毎年 1,500 人～2,000 人ほど減少している中、高齢者人口（65 歳以上の人 口）は増加の一途をたどり、高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は5 年 間で 3.2 ポイント増加しています。

一方、0～14 歳の人口、15～64 歳の人口は、ともに減少傾向にあり、支える側として期待される若い世代の減少が見てとれます。

人口の推移 (単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総人口	281,100	279,507	277,373	275,361	273,881
0～14 歳	36,362	35,827	35,137	34,524	33,919
	12.9%	12.8%	12.7%	12.5%	12.4%
15～64 歳	170,553	167,547	164,144	161,079	158,903
	60.7%	59.9%	59.2%	58.5%	58.0%
65 歳以上	74,185	76,133	78,092	79,758	81,059
	26.4%	27.2%	28.2%	29.0%	29.6%
65～74 歳	33,688	35,483	37,234	38,376	39,018
	12.0%	12.7%	13.4%	13.9%	14.2%
75 歳以上	40,497	40,650	40,858	41,382	42,041
	14.4%	14.5%	14.7%	15.0%	15.4%

※ 各年 4 月 1 日現在の住民基本台帳人口



(2) 世帯構造

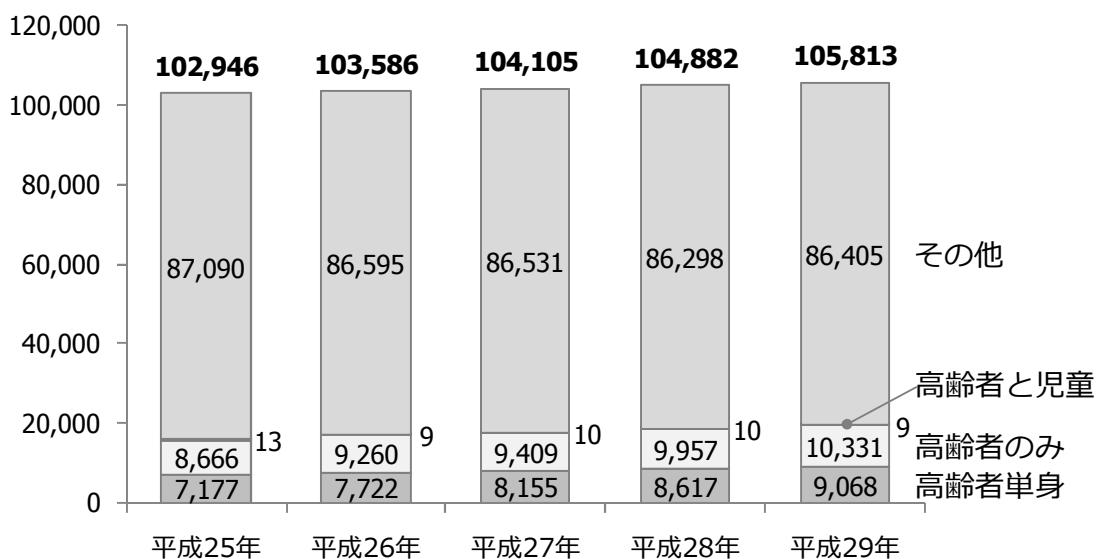
人口が減少する中、世帯数が増加していることから、一世帯あたりの人数が減少していることがうかがえます。

また、単身高齢者世帯、高齢者のみの世帯も増加しており、地域の支えを必要とする世帯の増加が見てとれます。

世帯数の推移 (単位:世帯)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
総世帯数	102,946	103,586	104,105	104,882	105,813
単身高齢者世帯	7,177	7,722	8,155	8,617	9,068
高齢者のみの世帯	8,666	9,260	9,409	9,957	10,331
高齢者と児童のみの世帯	13	9	10	10	9

※ 各年 4 月 1 日現在



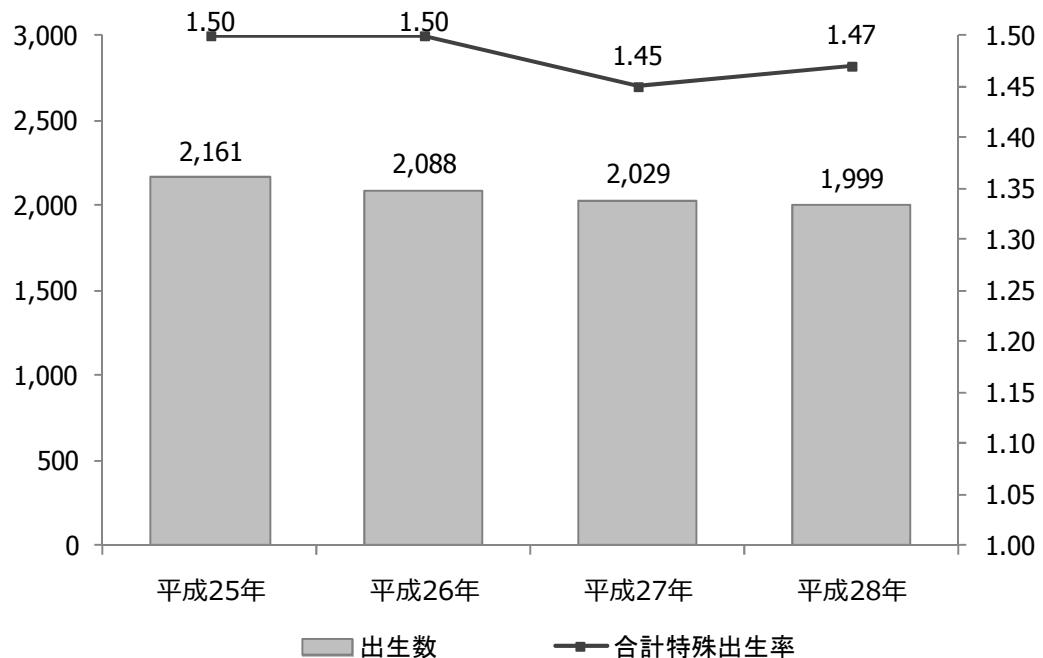
2 子どもの出生

合計特殊出生率は全国、県を上回りながら推移していますが、出生数は年々減少しています。

出生数、合計特殊出生率の推移 (単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
出生数	2,161	2,088	2,029	1,999
合計特殊出生率	1.50	1.50	1.45	1.47
(参考)国	1.43	1.42	1.45	1.44
(参考)新潟県	1.44	1.43	1.44	1.43

※ともに暦年



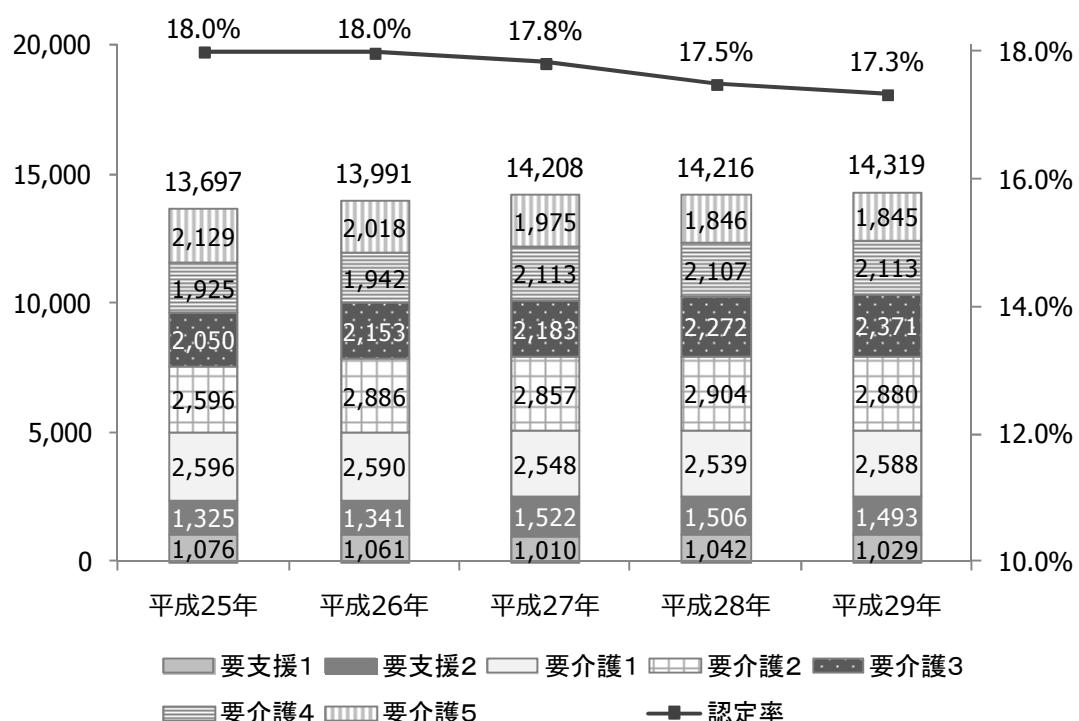
3 要介護（要支援）認定者

要介護（要支援）認定者数は、ゆるやかに増加しておりますが、認定者の増加率が高齢者人口の増加率よりも低いため、認定率は低下傾向にあります。

要介護（要支援）認定者数の推移 (単位：人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
要支援1	1,076	1,061	1,010	1,042	1,029
要支援2	1,325	1,341	1,522	1,506	1,493
要介護1	2,596	2,590	2,548	2,539	2,588
要介護2	2,596	2,886	2,857	2,904	2,880
要介護3	2,050	2,153	2,183	2,272	2,371
要介護4	1,925	1,942	2,113	2,107	2,113
要介護5	2,129	2,018	1,975	1,846	1,845
計	13,697	13,991	14,208	14,216	14,319
認定率	18.01%	17.99%	17.83%	17.50%	17.34%

※各年 3 月 31 日現在



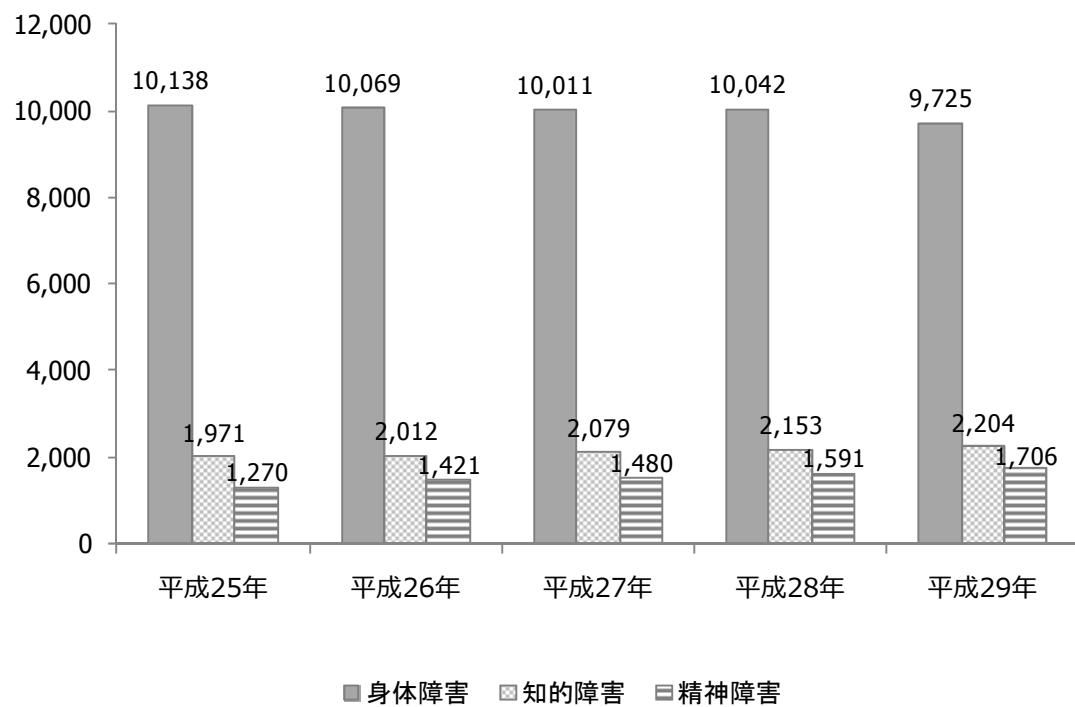
4 障害者手帳の所持者

障害者手帳の所持者は、各障害を合わせて1万3千人を超えており、人口が減少している中、年々増加している状況です。とりわけ、精神障害者保健福祉手帳の所持者の増加が顕著な状況です。各手帳の所持者とも65歳以上の高齢者が半数以上を占めており、中でも、身体障害者手帳所持者については、高齢者の割合が4分の3となっています。

障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
身体障害	10,138	10,069	10,011	10,042	9,725
知的障害	1,971	2,012	2,079	2,153	2,204
精神障害	1,270	1,421	1,480	1,591	1,706

※各年4月1日現在



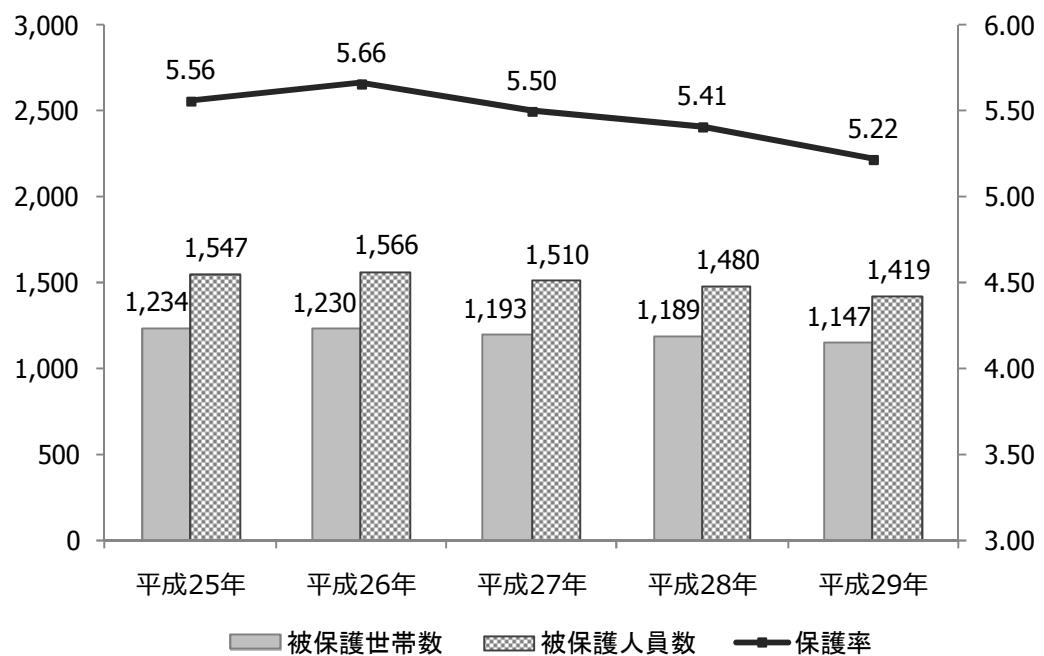
5 生活保護世帯

生活保護世帯は、全国的な傾向と同様に、平成 20 年度後半から、世界的不況による派遣切りや解雇の影響を受けて急激に増加していましたが、平成 25 年以降、急激な増加傾向も落ち着き微減傾向になっています。

生活保護世帯数等の推移 (単位:世帯、人、‰(千分率))

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
被保護世帯数	1,234	1,230	1,193	1,189	1,147
被保護人員数	1,547	1,566	1,510	1,480	1,419
保護率	5.56	5.66	5.50	5.41	5.22

※各年 4 月 30 日現在



第3章 地域福祉の基本方針と施策体系

1 地域福祉を取り巻く主な課題

(1) 地域住民の関係づくりと支え合い機能の向上

少子化や超高齢化、核家族化の進行、プライバシーの重視等により、地域によっては住民同士のつながりが薄れ、支え合い機能の低下が見受けられます。また、地域福祉を取り巻く環境の変化により、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。

市は平成6年3月に「長岡市福祉コミュニティ構想」を掲げ、各地域で地域住民主体のコミュニティ活動を展開してきたところですが、これらの課題を適切かつ確実な支援につなげるため、今一度ご近所づきあいや住民同士のつながりを大切にし、地域における支え合い機能を向上させることが求められています。

(2) 地域で活躍する人材の育成

地域における支え合いは、町内会の役員や民生委員・児童委員を中心となって行われています。しかし、地域における生活課題・福祉課題は多様化し、いわゆる「支える側」頼みの支え合いででは、いずれ限界を迎ってしまいます。

これからは、一人ひとりが自分にできる支援を行う意識をもち、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて支え合い活動に参加するとともに、支え合い活動をリードする人材の発掘・育成が求められています。

(3) ボランティア活動の活性化

平成24年4月に市民協働センター、平成28年11月に社会福祉センタートモシア内に長岡市ボランティアセンターがオープンしたことにより、市内ではボランティア活動の機運がこれまで以上に高まっています。しかし、平成29年度に実施した「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、過去1年間でボランティア活動に参加していない市民は8割以上にのぼり、「参加する時間がない」「十分な情報がない」などにより、参加できていない実態があります。

活動時間の短縮化や積極的な情報発信など、誰もが気軽に参加できるような工夫を行い、ボランティア活動を活性化することが求められています。

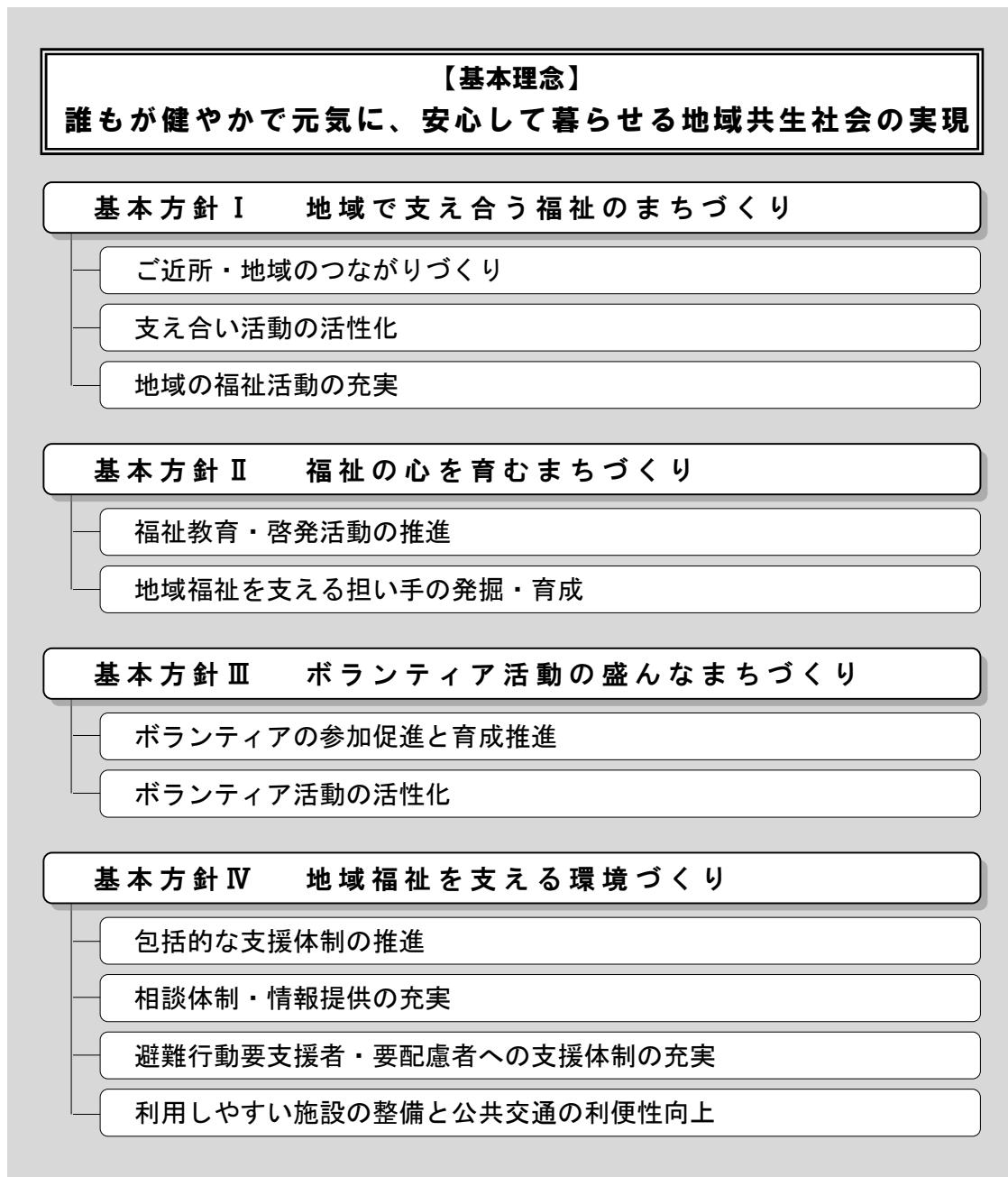
(4) 地域を基盤とする包括的支援の強化

子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など複数の課題を同時に抱えるケースや、「ごみ屋敷」のように現行の制度では解決が難しい課題など、住民が抱える課題が多様化・複雑化しつつあります。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

2 基本方針と施策の柱

基本理念を実現するために、下図のとおり4つの基本方針と11の施策の柱を掲げます。



【地域共生社会】

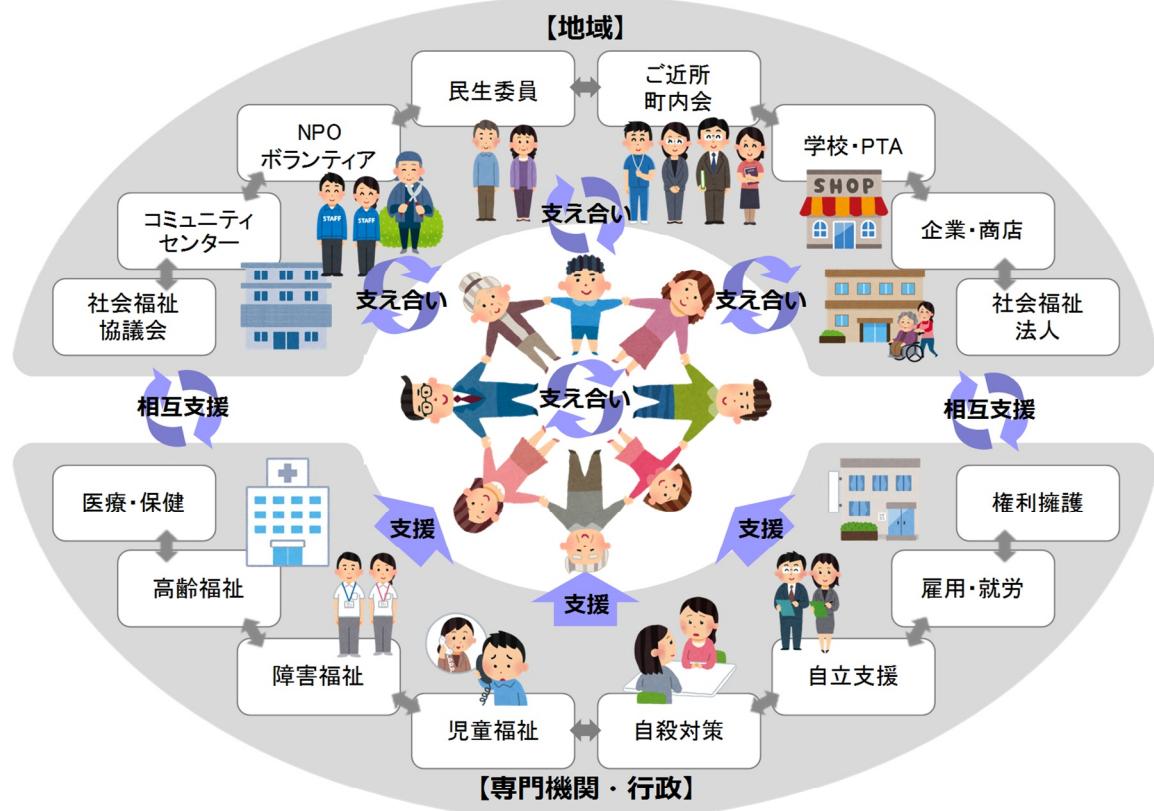
国は、地域共生社会とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』であると示しています。

つまり、地域共生社会とは、対象者ごとに福祉サービスを「縦割り」にしたり、「支える側」と「支えられる側」に分かれたりせず、あらゆる地域住民や団体等が支え合いの当事者として役割をもち、みんながみんなを支えるような社会です。

地域共生社会を実現するには、一人ひとりの意識や行動はもとより、地域と行政が協力しながら、みんなで支え合うための取組や仕組みづくりを推進することが重要になります。

本市は、各福祉計画に共通する理念として「地域共生社会の実現」を位置づけ、取組を進めます。

＜地域共生社会のイメージ＞



3 施策の体系

基本方針Ⅰ 地域で支え合う福祉のまちづくり

① ご近所・地域のつながりづくり

地域での支え合いを推進するうえでは、ご近所や地域の人たちとの人間関係が基盤となることから、あいさつや会話、情報交換など基本的なコミュニケーションを大切にします。

また、お祭りや地域活動などのイベント、はつらつ広場やサロン活動、各地区コミュニティセンターを拠点とした多世代が交流するサークル活動などを通して、地域交流のさらなる醸成を図ります。

② 支え合い活動の活性化

買い物や外出、ごみ出しなどちょっとした困りごとをいち早く見つけ、解決できるのは地域住民であることから、地域住民による支え合い・助け合いを促進します。

高齢者、障害のある人、介護する人、子どもや子育て中のなど人が孤立することのないよう、それらの人への理解を深めるとともに、地域での支え合いや見守り体制の強化を図ります。

また、地域住民が地域の福祉課題を主体的に解決できるよう、課題の発見・解決に向けた話し合いをするための場づくりを推進します。

③ 地域の福祉活動の充実

地域の福祉活動の推進には、住民や行政だけでなく、民間の法人・団体の力が不可欠であることから、長岡市社会福祉協議会が行う地域福祉活動や地区社会福祉協議会・地区福祉会の活動の充実、また社会福祉法人やNPO、市民団体、民間企業等による福祉活動の活性化を図ります。

あわせて、法人・団体相互の連携、法人・団体と地域住民の関係づくりを推進します。

基本方針Ⅱ 福祉の心を育むまちづくり

① 福祉教育・啓発活動の推進

思いやりや助け合いの心を育むため、ボランティアセンター等の講座や用具の貸し出しを通じた地域における福祉教育、福祉読本「ともしひ」等を活用した学校・家庭における福祉教育の充実を図ります。

また、すこやか・ともしひまつりやともしひポスター展などの「ともしひ運動」や、市内大学との連携によるシンポジウムの開催など、福祉に対する関心や理解を深めるためのイベント等を実施します。

② 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

地域における支え合い活動のリーダーとなる人材を発掘するため、意欲はあるが活動に踏み出せていない人、特に「団塊の世代」や「アクティブ・シニア」が気軽に楽しみながら地域活動等に参加できるような取組を行います。

あわせて、発掘した人材を育成するための研修の充実を図ります。

基本方針Ⅲ ボランティア活動の盛んなまちづくり

① ボランティアの参加促進と育成推進

ボランティア活動の参加者を増やすため、活動の意義や内容、市内団体のボランティア募集情報を広く発信するとともに、啓発イベントやボランティアセンターでの相談支援を行います。

また、ボランティアを育成するための講座の充実を図ります。

② ボランティア活動の活性化

ボランティア活動に関する情報を広く収集し、ボランティアセンターのホームページをはじめ、様々な媒体を用いて各団体のPRやボランティア募集情報の発信を支援します。

また、専門職員による相談支援やマッチング、団体の交流事業の実施など、ボランティア活動のサポート業務の充実を図ります。

あわせて、ともしひ基金や民間・行政による補助金・助成金などの財政的支援により、各団体の活動の活性化を図ります。

基本方針Ⅳ 地域福祉を支える環境づくり

① 包括的な支援体制の推進

多様化・複雑化した課題に対して適切かつ確実な支援を提供するため、高齢者を包括的に支える「地域包括ケアシステム」を参考に、包括的な支援体制について研究・検討します。

また、権利擁護や生活困窮者の自立支援のように福祉以外の分野を含む多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域や関係団体、行政などの連携のもと支援を行います。

② 相談体制・情報提供の充実

地域住民の生活課題・福祉課題を地域の身近なところで受け止められるよう、民生委員・児童委員の活動の充実を図るとともに、行政や専門機関の相談窓口が相談しやすい場所となるよう、各窓口の連携体制を強化します。

また、福祉サービスは多岐にわたり、内容も複雑であることから、分かりやすい情報発信を行うとともに、必要な情報にアクセスしやすくなるよう、情報発信の方法を検討します。

③ 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

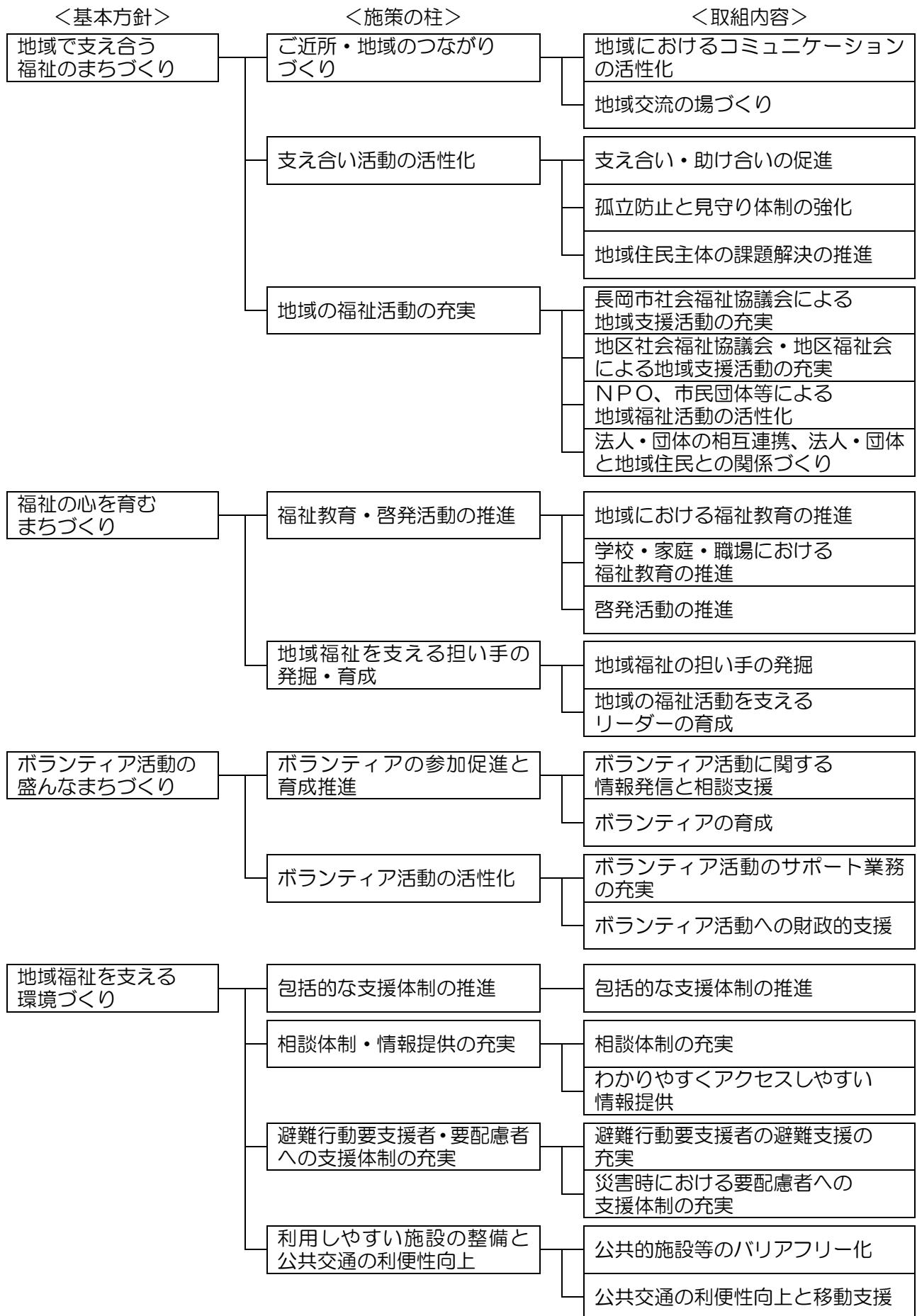
災害時、避難行動要支援者がスムーズに避難できるよう、地域と行政が連携し、避難支援の充実を図ります。

また、福祉避難所の運営や民間施設の緊急受入など、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。

④ 利用しやすい施設の整備と公共交通の利便性向上

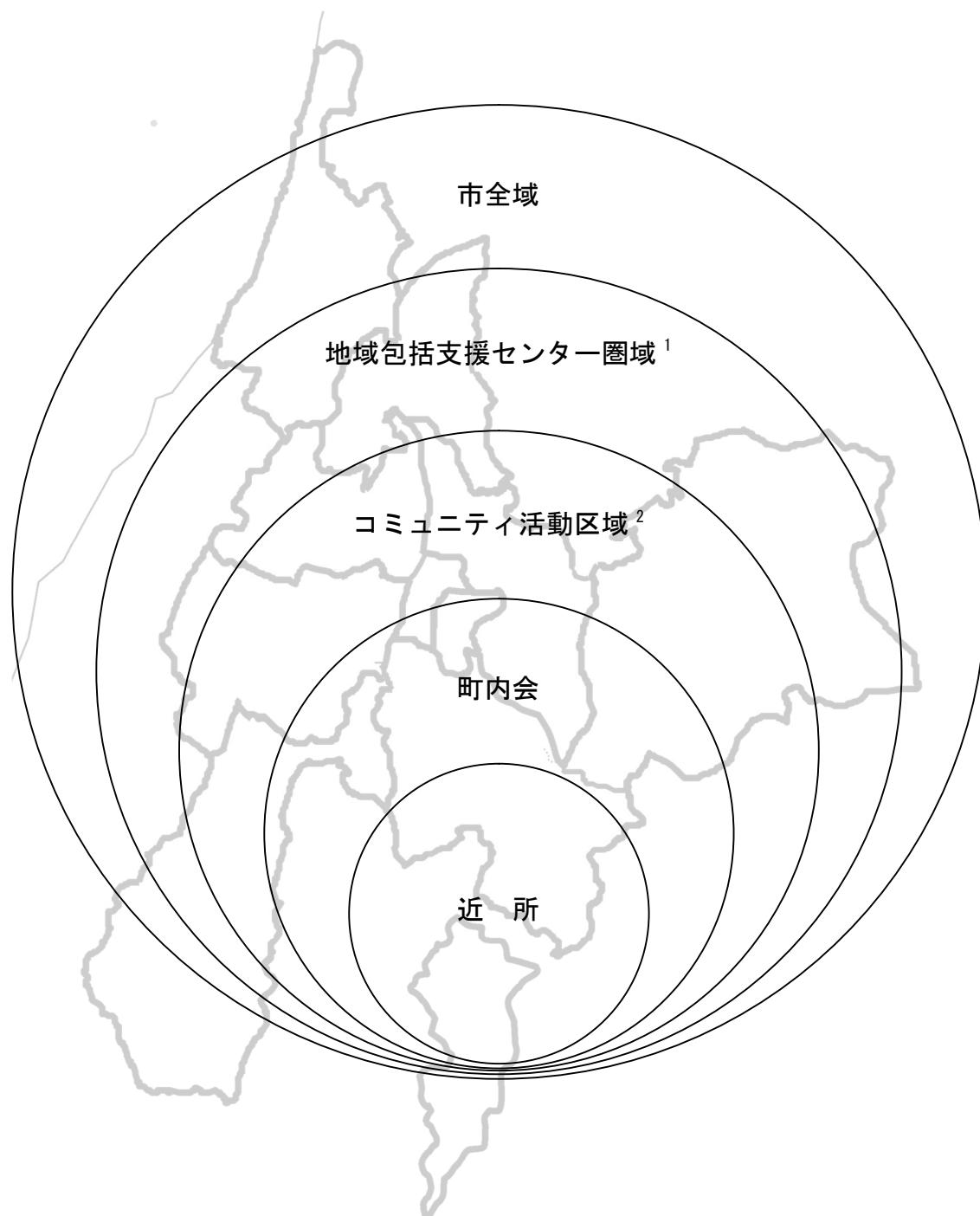
高齢者や障害のある人、子どもなど、すべての人にとって利用しやすいまちづくりを進めため、道路の段差解消や公共的施設のバリアフリー化、公共交通の利便性向上を図ります。

4 施策の体系図



5 「地域」のとらえ方

地域福祉に係る取組は多岐にわたり、それぞれ実施するうえでの適切な範囲は異なります。そのため、本計画では地域福祉活動が実施される「地域」を、一義的なものではなく、次のとおり重層的なものとしてとらえています。



1 高齢者に関する公的な相談窓口である、市内 11 か所の「地域包括支援センター」が担当する区域。

2 コミュニティセンター区域や小学校区など、コミュニティセンターや公民館等を拠点として、生涯学習や青少年健全育成、地区住民の社会福祉の増進を図るために活動を実施しているほか、多世代が交流するサークル活動などの取組を実施している区域。

第4章 地域福祉を推進するための施策

第1節 地域で支え合う福祉のまちづくり

1 ご近所・地域のつながりづくり

(1) 現状と課題

個人の価値観やライフスタイルの変化・多様化により、核家族化が進行し、地域のつながりは希薄化していると言われています。本市においては、「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、地域での付き合いを「積極的にしている」または「ある程度している」人が約6割いる一方で、「あまり付き合っていない」または「まったく付き合っていない」人が約4割います。

また、地域福祉を取り巻く環境の変化により、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題は多様化・複雑化しており、このような課題を解決するためには、地域での支え合いが大切です。そして、地域での支え合いを推進するうえでは、その基盤となる人間関係が希薄にならないよう、ご近所・地域のつながりを意識できるような機会の確保が重要になってきます。

(2) 取組内容

① 地域におけるコミュニケーションの活性化

人間関係を築くうえで最も大切なものはコミュニケーションです。日頃から住民同士のあいさつや会話を心がけ、いざという時にご近所や地域の人の助けが得られるような関係性・つながりをつくります。

また、日頃の会話を通して、ご近所や地域の中で困りごとを抱えている人の存在や、支援に必要な情報を把握・共有することもできます。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 (住民)	<p>○住民同士のあいさつや会話 ご近所や地域の人と会った時は、あいさつや世間話などの会話を積極的に交わし、顔見知りになるよう心がけます。</p> <p>○住民同士の会話による情報交換 ご近所や地域の中で困りごとを抱えている人の情報を把握・共有するよう努め、地域での支え合いにつなげます。</p>

② 地域交流の場づくり

地域には、お祭りなど子どもから大人まで誰もが楽しめる行事や、町内清掃などの地域活動、共通の趣味や興味・関心をもった人同士で集まるサークル活動など、色々なかたちの交流の場があります。

まずはそのような場（機会・場所）をつくり、多くの人が集まったり参加したりすることが、地域内交流の活性化につながります。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 (住民)	<p>○地域活動などへの積極的な参加 地域のお祭りなどの行事や町内清掃などの地域活動に、積極的に参加するように努めます。</p>
地域	<p>○住民が集まる場（機会）づくり 地域住民が楽しめるお祭りなどの行事を開催したり、町内清掃などの地域活動を定期的に実施したりするなど、住民が集まって交流できる場づくりに努めます。</p> <p>○町内公民館等の適切な維持管理 地域の住民が気軽に集まることができる場所として、町内会が所有・管理する町内公民館や集会所の適切な維持管理を行います。</p>
市	<p>○地域や住民主体の活動への支援 地域住民が身近で気軽に集まることのできる場を住民自らが確保・運営する活動（高齢者の「はつらつ広場」や多世代が交流するサークル活動、町内公民館等の整備など）に対して、補助金を交付するなどの支援を行います。</p> <p>○コミュニティ活動の推進 コミュニティ活動を行う各地域の推進組織に対して、財政的・人的支援を行うとともに、活動拠点となるコミュニティセンターの適切な維持管理や改修整備を推進していきます。</p>

2 支え合い活動の活性化

（1）現状と課題

「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、約1割の人が「声かけや安否確認」、「話し相手」、「草取りや庭の手入れ」、「雪かき」を近所の人に頼めたら助かると回答しています。また、これらのちょっとした手助けを、地域で困っている人に頼まれたらできると回答した人は約3割います。

地域住民の高齢化や核家族化の進行により、「支える側」が減少し「支えられる側」が増加している現状において、まずは地域住民がちょっとした手助けや見守りなどのできることから始め、地域での支え合い活動を活性化させることが大切です。

また、地域の中で困りごとを抱えている人を地域住民同士で支え合うことは、各世帯の生活課題・福祉課題の早期発見や解決につながり、孤立死や自殺、虐待、家庭内暴力など深刻な問題を事前に防ぐことにもつながります。こうした意味でも、地域住民による支え合い活動や見守りが重要です。

（2）取組内容

① 支え合い・助け合いの促進

誰でも行えるちょっとした手助けが、困りごとを抱えている人にとっては大きな「支え」になることもあります。まずは、身近である地域住民が「ご近所」だからこそ手軽にできる手助けから行います。

そして、その支え合い・助け合いの活動を「ご近所」から地域全体に広めていくことで、

地域全体で支え合う体制を強化していきます。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 (住民)	<p>○困りごとを抱えている人の手助け 声かけやごみ出し、買い物の手伝いなど、地域で困りごとを抱えている人の手助けを積極的に行うように努めます。</p> <p>○困りごとの発信 自分自身が何か困りごとを抱えた時に、手助けしてほしいことなどをご近所や地域の人に伝えます。</p> <p>○民生委員・児童委員の把握 地域で困りごとを抱えている人に直面したり、自分自身が困ったりした時にすぐに相談できるように、担当の民生委員・児童委員を把握しておきます。</p>
地域	<p>○町内会など小地域内の支え合い・助け合い 手助けが必要な人を地域で把握し、町内会などの小地域内の支え合い・助け合い体制をつくります。</p>
市	<p>○支え合い活動に関する情報提供 困りごとを抱えている人やその人が住む地域から相談があった場合に、必要に応じて本人に関する情報を地域に提供したり、他の地域で行われている支え合い活動の事例を提供したりします。</p> <p>○民生委員・児童委員の周知 地域住民が困りごとをすぐに相談できるように、各地区担当の民生委員・児童委員についてコミセンだよりなどの広報媒体により周知します。</p>

② 孤立防止と見守り体制の強化

地域や社会からの孤立は、その人の生活課題・福祉課題の発見の遅れにつながります。課題の発見が遅れてしまうと、それが深刻な問題に発展し、解決が難しくなったり、最悪の場合、孤立死や自殺につながったりすることもあります。

このような事態にならないように、地域や社会から孤立しがちなひとり暮らしの高齢者や障害のある人、または、人には言いづらい問題を抱えている世帯などの孤立を防ぎ、地域で見守る体制を強化する必要があります。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 (住民)	<p>○個人による日常の見守り 近所の人に異変のサインが見られるなど心配な場合は、様子を確認したり、見守りの対象となる人の日常の生活（カーテンの開閉、電気の点灯消灯、新聞受けの様子など）を気にかけたりするよう努めます。</p> <p>○町内会や民生委員・児童委員などによる見守り 見守りの対象となる人を地域で把握し、町内会や班などの単位で見守り体制をつくり、見守り活動を行います。また、民生委員・児童委員の活動を通して見守りを行います。</p>

地域	<p>○商店や事業所などによる見守り 地域の商店や事業所などの職員も、来店する地域の人に対してちょっとした声掛けをしたり、普段と様子に変わりがないか気に掛けてみたりするなど、地域全体での見守り活動を行います。</p>
市	<p>○シルバーささえ隊の普及啓発 「高齢者を温かく見守り、ささえる応援者」である「シルバーささえ隊」として活動している個人や事業所に対して、ステッカーや機関紙を配付し、「シルバーささえ隊」の普及啓発に努めます。</p> <p>○安心連絡システムの利用普及 ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などの自宅に機器を設置し、緊急時の対応や定期的な安否確認などを行うシステムの利用普及を図ります。</p> <p>○郵便局との連携 平成29年7月、市と市内郵便局は地域の見守り・防災力の強化のための協定を締結しました。郵便局による郵便集配時などに高齢者・障害のある人・子どもなどの異変などが発見された場合、市に情報提供もらうことで、速やかな対応を図ります。</p>

③ 地域住民主体の課題解決の推進

地域における福祉課題が多様化・複雑化している中、地域の中で「支え」が必要な人やその地域の福祉課題を地域住民自身や地域全体で把握することはとても大切です。さらに、その課題を解決するための方法を地域住民が主体となって考え、できる限り地域の中で解決することが求められています。

そのためには、地域における話し合いの場に地域住民や関係団体が積極的に参加したり、実際に解決に向けた取組を実践したりすることが重要です。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 (住民)	<p>○地域福祉懇談会への積極的な参加 長岡市社会福祉協議会が地域包括支援センターと地區社協・地区福祉会とともに実施している地域福祉懇談会へ積極的に参加し、地域の課題の解決に向けた方策について前向きに検討します。</p>
地域	<p>○地域の実態に合った取組の実践 地域の子どもや高齢者の「孤食」を防止するために地域のボランティアが集まって食事を提供するなど、地域の課題を地域住民が主体となって解決する取組を各地域の実態に合わせて実践するよう努めます。</p>
社会福祉 協議会	<p>○地域福祉懇談会の実施 地域包括支援センターと地区社協・地区福祉会と地域福祉懇談会を実施し、地域のニーズや福祉課題を共有するとともに、地域住民主体で解決に向けた取組が検討・実践されるよう支援します。</p>
市	<p>○地域の取組例の情報提供 各地域で行われている地域住民主体の課題解決に向けた取組について情報収集し、関係者間の情報交換会を行うなど情報提供に努めます。</p>

市	<p>○福祉関連計画策定・進捗管理への地域住民等の参加 本計画をはじめ、市の福祉関連の計画策定に際しては、地域住民や福祉サービスを提供する団体、福祉サービスを必要とする人など、広く地域住民等の参加のもとで各計画を策定、進捗管理します。</p>
---	---

3 地域の福祉活動の充実

(1) 現状と課題

地域では、社会福祉法人などの各種法人やボランティア団体などの市民団体、公的なサービスを行っている福祉施設など、多くの法人・団体が様々な福祉活動を行っています。地域福祉の推進にあたっては、地域住民と行政や地域の法人・団体の相互協力により進めしていくことが求められています。

特に、地域における福祉課題が多様化・複雑化している中、法人・団体の役割はこれまで以上に重要になってきており、それぞれの福祉活動を充実させる必要があります。

また、地域で福祉活動を行っている地域住民や各種法人・団体が有機的につながり、行政も含めた相互協力により地域福祉を推進するためには、日頃からの関係づくりが大切になってきます。

(2) 取組内容

① 長岡市社会福祉協議会による地域支援活動の充実

社会福祉協議会は、「社会福祉法」の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明記されています。

地域における福祉課題が多様化・複雑化し、地域福祉の重要性が改めて高まっている中、社会福祉協議会としての役割も大きく期待されています。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 (住民)	<p>○地区社協・地区福祉会が実施する福祉活動への積極的な参加 地区社協・地区福祉会が実施する地域での福祉活動に積極的に参加するように努めます。</p>
社会福祉 協議会	<p>○地域組織への支援 地区社協・地区福祉会への各種助成金の交付や活動ノウハウ・情報の提供、コミュニティセンターに配置されている福祉担当主事への研修など、地域組織への支援を行います。</p> <p>○地区福祉活動の持続発展 地区社協・地区福祉会の単位で実施されているボランティア銀行などの地区福祉活動が持続可能な仕組みとして発展、定着していくための方策を検討します。</p> <p>○地域のニーズや福祉課題の積極的な把握 地域包括支援センターと地区社協・地区福祉会と実施する地域福祉懇談会を通して、地域のニーズや福祉課題を把握します。</p>

市	<p>○長岡市社会福祉協議会の事業展開への支援</p> <p>長岡市社会福祉協議会が、地域ニーズに応じたきめ細かで柔軟な対応ができる組織として自主的かつ積極的に事業展開ができるよう、基盤づくりや体制づくりなどに対して支援を行います。</p>
---	--

② 地区社会福祉協議会・地区福祉会による地域支援活動の充実

長岡市社会福祉協議会が推進する住民参加の福祉活動は、市民一人ひとりがもっている助け合いの心をもとに、地域で生活する住民の立場から様々な活動を展開し、地域福祉の向上に大きな役割を果たしています。

この福祉活動を推進する組織として、地区社会福祉協議会・地区福祉会があります。現在、長岡地域では31地区、支所地域では10地区で組織化され、様々な活動を実施しています。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 (住民)	<p>○地区社協・地区福祉会が実施する福祉活動への積極的な参加（再掲）</p> <p>地区社協・地区福祉会が実施する地域での福祉活動に積極的に参加するように努めます。</p>
地区社会 福祉協議会 ・ 地区福祉会	<p>○住民参加型在宅福祉サービス（ボランティア銀行）</p> <p>軽易な家事補助などのサービスを必要とする人を「利用会員」、サービスを提供する人を「協力会員」として活動する、住民相互の助け合い事業です。</p> <p>○ふれあい型食事サービス事業</p> <p>ひとり暮らし高齢者などを対象に、単に食事の確保にとどまらず、利用者同士やボランティアとのふれあいを目的とした食事サービスを実施しています。</p> <p>○小地域ネットワーク活動</p> <p>おおむね75歳以上のひとり暮らし高齢者などで支援が必要な人たちに、近隣者などが普段から訪問、声かけ等の安否確認を行います。</p> <p>○福祉送迎サービス事業</p> <p>単独での移動が困難な高齢者や障害のある人などを対象に、医療機関へ自家用車による通院送迎を行います。</p> <p>○ふれあい・いきいきサロン</p> <p>身近な地区の集会所等に気軽に集まって、お茶会や健康体操、健康相談、趣味、レクリエーションなど、集まる人たちの関心の高い活動や交流を行います。</p>

③ NPO、市民団体等による地域福祉活動の活性化

長岡市は、これまでの歴史や環境、被災の経験の中で「私たちの町は、多くの人たちの助け合いで成り立っている」という「協働」の精神がしっかりと育まれ、現在多くの市民活動が活発に行われています。

各団体の活動は福祉の推進を目的としているものもあれば、直接的に福祉の推進を目的としていてなくとも、結果的に地域の活性化や支え合いにつながっているものもあります。地域の福祉活動の充実につながるよう、今後もこういった活動を推進していきます。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
団体等	○地域福祉活動や地域の活性化・支え合いにつながる活動などの実施 地域での支え合い活動や、地域の活性化・支え合いにつながる活動を新たに始めたり、既に行っている活動を継続して行うように努めます。
社会福祉法人	○地域の福祉ニーズを踏まえた公益的な取組 地域の福祉ニーズを把握し、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めます。
市民協働センター	○市民活動に関する相談支援 市民や各団体の活動に関する相談支援を行います。
市	○市民活動への財政支援 市民団体などが実施する公益性のある活動やイベントに対して補助金を交付します。

④ 法人・団体の相互連携、法人・団体と地域住民との関係づくり

高齢者の地域包括ケアにおける「地域ケア会議」や、生活困窮者支援制度における「支援調整会議」など、多機関・多職種の構成員による合議体で課題の解決方法を検討したり、実際の支援につなげたりするという手法が盛んに行われています。

多様化・複雑化した福祉課題を解決するためには、関係機関や福祉分野以外を含む多職種との連携による支援が必要になってきます。そのために、まずは関係者同士の「顔の見える」関係をつくることが大切です。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域 ・ 団体等	○各種会議や研修会などへの積極的な参加 各団体や行政などが主催する会議や研修会などに積極的に参加し、その場でコミュニケーションをとることにより、関係者と「顔の見える」関係を築けるように努めます。
市民協働センター	○他団体等との連携のコーディネート 市民活動団体同士や企業及び行政との連携にかかるコーディネートを行います。
市	○各福祉制度における支援における多機関・多職種連携の強化 現行の制度のもとで既に実施している「地域ケア会議」などの各種会議や支援を今後も確実に実施し、多機関・多職種による連携を強化します。 ○多機関・多職種の交流の場づくり 既存の会議や協議会の他にも、関係者が一堂に会する研修会の実施など、多機関・多職種の支援者がお互いに「顔の見える」関係を築ける機会を提供します。

第2節 福祉の心を育むまちづくり

1 福祉教育・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

長岡市では、昭和63年から「ともしひ運動」を進めています。これは、一人ひとりの思いやりの心を育て、お年寄りも若い人も、障害のある人もない人も、ともに生きる仲間として、お互いに助け合って生活していくことを目指すものです。この理念に基づき、長岡市では現在も様々な施策を展開しています。

地域での支え合いを推進し、地域共生社会を実現するには、地域住民一人ひとりが地域福祉を担っていくという意識をもつことが大切です。そのために、地域や学校などでの福祉教育や啓発活動を、今後もより一層推進していきます。

(2) 取組内容

① 地域における福祉教育の推進

「福祉教育」は、子どもたちの福祉の学びを支援する取組と、住民主体の地域福祉を進める取組の2つの視点があります。

まずは、住民にとって一番身近である地域の中で福祉について学習する機会を設けることで、地域住民一人ひとりが福祉に対する関心や理解を深めることができます。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	○「市政出前講座」や「まちの先生」などの活用 地域や団体の依頼に応じて市職員が市政についての出張講座を行う「市政出前講座」や、様々な知識や経験を有する人を講師として紹介する「まちの先生」などを活用し、地域で福祉について考えたり学んだりする機会を設けるように努めます。
社会福祉協議会	○福祉教材の貸し出し 地域やサークルの勉強会などで活用できるよう、高齢者疑似体験セットや映像教材など、各種福祉教材を貸し出します。
市	○「市政出前講座」の実施・「まちの先生」の紹介 市政についての出張講座「市政出前講座」で福祉の内容を取り扱います。また、福祉に関する知識や経験を教えることができる「まちの先生」を地域や団体に紹介します。

② 学校・家庭・職場における福祉教育の推進

福祉教育を推進するにあたっては、家庭や学校、職場で福祉活動に取り組む機会を設けるとともに、子どもに対して福祉に関する学習の機会を増やすことなどが重要です。

様々な場面で福祉に触れる機会が増えることで、子どもから大人まで福祉に対する関心や理解を深め、思いやりや助け合いの心の育成につながります。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○家庭における教育 親子で一緒に地域の福祉活動に参加するなど、子どもの地域福祉への理解が深まるように努めます。</p> <p>○学校や職場における学習や研修 小・中・高等学校の児童・生徒や職場の従業員が、総合学習の時間や研修などを通して、高齢者や障害のある人と交流したり福祉について学んだりする機会を設けるように努めます。</p>
社会福祉協議会	<p>○社会福祉協力校指定事業 市内の小・中・高等学校及び特別支援学校を社会福祉協力校として指定し、社会福祉にかかわる活動を支援するための助成金を交付したり、福祉教育に関する相談に応じたりするなど、学校における福祉教育の充実を図ります。</p> <p>○学校への福祉出張講座の実施 子どもが福祉について学ぶ機会を増やすため、小・中学校へ訪問し、福祉の実践教育の講座を実施します。</p> <p>○ボランティアセンターによる支援 ボランティアに関連した福祉教育をコーディネートするなど、成長段階からボランティア活動に関わる機会を提供します。</p>
市	<p>○福祉読本「ともしび」の作成・配付 児童の福祉に対する理解を深め、「思いやり、助けあい」の心を育成するため、小学校3年生を対象とした福祉読本を作成、配付しています。</p> <p>○家庭教育活動事業 幼児から小学生の保護者を対象に開設する家庭教育に関する講座の中で、福祉についてのテーマにも取り組みます。</p>

③ 啓発活動の推進

広報やイベントなどを通した啓発活動により、地域住民は地域福祉の必要性をより身近に感じることができます。

長岡市がこれまで展開してきた「ともしび運動」の一環として行ってきた啓発活動を、今後もより一層推進していきます。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○地域内での周知・情報共有 地域の福祉活動の状況などについて、回覧板などを活用した周知や情報共有をするように努めます。</p>
社会福祉協議会	<p>○社協だよりの発行 社会福祉協議会の活動や福祉に関する話題・情報などを周知するための広報紙を定期的に発行します。</p>
市 ・ 社会福祉協議会	<p>○すこやか・ともしびまつり 福祉と健康づくりに対する関心・理解を醸成するため、健康・福祉に関する講演や福祉施設等の作品展示、健康診断・福祉体験等を行う「すこやか・ともしびまつり」を実施します。</p>

	<p>○ともしび運動ポスター展 小学3年生から中学生を対象に「ともしび運動」に関するポスターを募集し、入賞作品はコミュニティセンターや学校等に巡回展示します。</p> <p>○ともしび運動啓発用リーフレットの作成・配布 市民の福祉に対する意識啓発及び「ともしび運動」推進のためにリーフレットを作成し、学校や市有施設等を通して配布します。</p> <p>○大学との連携によるシンポジウム等の開催 福祉に対する市民の関心・理解を深めるため、市内の大学等と連携し、シンポジウム等のイベントの開催を検討します。</p>
--	---

2 地域福祉を支える担い手の発掘・育成

(1) 現状と課題

地域における支え合いは、町内会の役員や民生委員・児童委員を中心に行われていますが、その町内会の役員などの高齢化が進んでいます。

また、「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、地域で行われている「高齢者・障害者への支援などの福祉活動」に参加している、または参加したことがある人は1割に満たない状況です。一方で、地域で困っている人がいた時に「積極的に助けようと思う」または「助けようと思う」と回答した人は7割以上にのぼります。この結果から、地域には意欲はあるが活動に踏み出せていない人、福祉の担い手となり得る人が大勢いるということを示しています。

地域での支え合いを今後より一層推進させるためには、町内会の役員など一部の人のみが中心となって行うのではなく、より多くの人が地域福祉の担い手になることが重要です。

(2) 取組内容

① 地域福祉の担い手の発掘

地域住民の高齢化という課題がある一方、地域には「アクティブ・シニア」（定年退職後にも趣味や様々な活動に意欲的な、元気な高齢者）もいます。また、障害のある人や子どもだからと言って「支えられる側」ということではなく、役割したいではいくらでも「支える側」になることもできます。さらに、老人クラブなど地域の既存の社会資源を活用した福祉活動を行うことも考えられます。

このように、地域の中には、地域福祉の担い手となり得る人が大勢います。まずは、より多くの人が地域の活動に参加できるようなきっかけをつくることが大切です。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○アクティブ・シニアによる福祉活動 地域でのイベントや活動、日頃の付き合いを通して、地域の中の元気な高齢者を把握します。また、その人たちがそれぞれの特技や知識を活かした活動を行えるように、地域の見守りなどの役割を地域の多くの高齢者で分担して行います。</p>

地域	○働き盛りの若い世代の福祉活動への参加 地域の活動に積極的に参加している若い世代の住民から、見守りなどの福祉活動にも参加してもらえるよう働きかけます。
	○障害のある人や子どもの福祉活動への参加 町内の清掃やご近所の高齢者の話し相手など、障害のある人や子どもも参加できる福祉活動を地域活動として積極的に行うように努めます。
	○既存の社会資源の活用 町内会と老人クラブが連携して地域の見守り活動を行うなど、既存の社会資源を活用した福祉活動の実施について検討します。
市	○関係機関と連携した新たな事業展開 シルバー人材センターや社会福祉協議会などと連携し、元気な高齢者が地域福祉の担い手として積極的に参加できるような事業を検討します。

② 地域の福祉活動を支えるリーダーの育成

地域における福祉課題が多様化・複雑化している中で地域の福祉活動を進めていくためには、そのリーダーの役割がこれまで以上に重要になります。

多くの地域で福祉活動のリーダー的な役割を担っている民生委員・児童委員の活動内容は、非常に多岐にわたります。また、担い手の高齢化や減少も相まって、個人に大きな負担が掛かってしまっている傾向があります。

このような状況の中、これまでのように民生委員・児童委員や町内会の役員だけでなく、地域における新たなリーダーを育成し、そのリーダーを中心とした地域福祉活動を進めていくことが重要です。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	○地域の中でのリーダーの育成 地域の福祉活動に前向きに取り組んでいる人に、少しずつリーダー的な役割を担ってもらうなど、地域の中で新たなリーダーを育成します。
	○コミュニティセンターの福祉担当主事による支援 各地区のコミュニティセンターに配置されている福祉担当主事が、地域住民の福祉に関する相談対応の一環として、地域のリーダーが抱える不安や悩み等の相談に対応するなどの支援を行います。
市	○リーダー研修の実施 地域の福祉活動を支えるリーダーとしての資質向上や、他地域のリーダーとの交流などを目的とした研修を検討・実施します。

第3節 ボランティア活動の盛んなまちづくり

1 ボランティアの参加促進と育成推進

(1) 現状と課題

市民協働センターの開設、社会福祉センタートモシアへのボランティアセンター移転拡充などにより、市内ではボランティア活動の機運がこれまで以上に高まっています。ボランティア活動は、行政サービスではカバーしきれない地域のニーズをくみ取り、柔軟に対応することができるなど、地域福祉の推進に不可欠なものです。

一方で、「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、過去1年間でボランティア活動に参加していない市民は8割以上にのぼり、「参加する時間がない」「十分な情報がない」などの理由により、参加できていない実態があります。

ボランティア活動を活性化するためには、調査で収集した「ボランティア活動への参加の妨げとなること」を踏まえて、現在参加していない人たちの関心・参加意欲を高めることが重要となります。

(2) 取組内容

① ボランティア活動に関する情報発信と相談支援

ボランティア活動に対する関心・参加意欲をもつ人のすそ野を広げるため、ボランティア活動に関する情報を広く発信します。

また、関心・参加意欲をもった人が活動開始の第一歩を踏み出せるよう、相談支援を行います。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○誰もが気軽に参加できるような工夫と情報発信 ボランティアを募集する団体は、活動時間の短縮化や参加条件の緩和など活動参加の敷居が低くなるよう工夫をするとともに、活動内容や活動の様子などが確認できる情報を積極的に発信するよう努めます。</p>
社会福祉協議会	<p>○ボランティア活動に関する情報収集・情報発信 ボランティア活動に対する市民の関心と参加意欲を高めるため、セミナー・啓発イベントを通して、ボランティア活動の意義や内容を発信します。また、ボランティア活動を行う市内団体の活動内容やボランティア募集情報など、ボランティア活動に関する情報を広く収集し、ボランティアセンター窓口やホームページ等で発信します。</p> <p>○ボランティア希望者への相談支援 ボランティアセンターに専門職員を配置し、ボランティア活動に関心・参加意欲をもった人に対する相談支援を行います。</p> <p>○ボランティアと団体のマッチング支援 ボランティアが、ニーズや条件等に合致する団体をスムーズに見つけられるよう、マッチングを支援します。また、ホームページによるマッチング機能の効果を向上させるため、掲載する団体情報及びボランティア募集情報の拡充を図ります。</p>

社会福祉 協議会	○福祉分野に限定しない多分野のボランティア情報の収集・発信 ボランティア活動は福祉分野に限らず、保健、防災、環境、教育、文化・国際交流等多くの分野に広がっていることから、総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的な情報発信に取り組み、ボランティアのマッチングや各分野の連携が円滑となるよう支援します。
市	○啓発イベントの実施 すこやか・ともしびまつりのほか、大学等と連携し、シンポジウム等のイベントを実施するなど、ボランティア活動の普及啓発を行います。

② ボランティアの育成

ボランティア活動の参加希望者や経験者が、知識・技術や参加意欲を維持・向上し、継続的に活動したり活動の幅を広げたりすることができるよう、各種講座を実施します。

また、若い世代のボランティア意識を醸成するため、中学生や高校生に対して、ボランティア活動を体験・実践する講座を実施します。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
社会福祉 協議会	○ボランティア講座の充実 ボランティア大学や音声訳・点訳・手話・要約筆記講座など既存の講座を継続実施するとともに、ボランティア希望者のニーズを踏まえ、講座の充実を図ります。 ○中学生サマースクールの実施 中学生のボランティア意識を醸成するため、高齢者への配食等を体験する中学生サマースクールを実施します。
市	○高校生ボランティア講座の実施 高校生のボランティア意識を醸成するとともに、社会参加の大切さを学び、地域でのボランティア活動に自発的に参加するリーダーを養成するため、ボランティアセンター等と連携し、実践を中心に座学やグループワークなどを行う高校生ボランティア講座を実施します。

2 ボランティア活動の活性化

(1) 現状と課題

市内にはボランティア活動を行う様々な団体があり、専門知識や技術を生かして地域福祉の推進の一翼を担っています。ボランティア活動を活性化するためには、参加者や参加希望者を増やすとともに、各団体の活動が活性化することや新しい団体や活動が増えしていくことが重要です。

一方、団体を立ち上げ、運営し、活動していくためには、活動場所の確保や参加者の募集、団体・活動の周知、活動資金の確保など様々な課題があります。中には、その対応に専門的な知識やノウハウが必要なものも少なくありません。また、地域のニーズが多様化する中、活動の幅を広げていくことも重要な課題の一つです。

そのため、ボランティアセンターや市民協働センター等による支援の充実や、団体同士の交流・情報交換の促進等により、各団体の活動の活性化や新たな取組の創出を図ることが重要となります。

(2) 取組内容

① ボランティア活動のサポート業務の充実

団体の活動を活性化するため、活動場所の提供、ボランティアの募集・確保、情報収集・情報発信などの支援を行うとともに、各種課題に対する相談支援を行います。

また、団体同士の交流や情報交換、連携等を促進するため、団体の交流事業を実施します。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
社会福祉協議会 ・ 市民協働センター	<p>○ボランティア活動に関する情報収集・情報発信の支援 ボランティア活動を行う市内団体の活動内容やボランティア募集情報など、ボランティア活動に関する情報を広く収集し、ホームページをはじめとする様々な媒体を用いてPRし、団体の情報発信を支援します。</p> <p>○団体への相談支援 相談窓口に専門職員を配置し、団体に対する相談支援を行います。</p> <p>○ボランティアと団体のマッチング支援（再掲） 各団体が活動を円滑に進められるよう、ニーズや条件等に合致するボランティアとのマッチングを支援します。また、ホームページによるマッチング機能の効果を向上させるため、掲載する団体情報及びボランティア募集情報の拡充を図ります。</p> <p>○団体交流事業の実施 各団体の情報交換・情報共有により、活動の活性化及び団体同士の連携を促進するため、団体の交流事業を実施します。</p>

② ボランティア活動への財政的支援

各団体のボランティア活動を活性化するため、団体に対して各種助成金・補助金等を交付します。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
社会福祉協議会	<p>○ともしび基金による支援 市民からの寄附金やバザー・チャリティ行事の収益金等により積み立てられた「ともしび基金」を活用し、ボランティア銀行や高齢者の食事サービス等の地域福祉活動を支援します。</p>
市	<p>○各種補助金による支援 市民活動や地域コミュニティ活動に対する補助制度等により、団体が行う活動を支援します。</p>

第4節 地域福祉を支える環境づくり

1 包括的な支援体制の推進

(1) 現状と課題

地域福祉をとりまく環境の変化により、孤立死や自殺、高齢者・障害のある人・子どもとの虐待、家庭内暴力、ひきこもり、子育て不安など、地域における生活課題・福祉課題が多様化しています。また、子育てと介護の同時進行や高齢の親と無職独身の子の同居など、複数の課題を同時に抱えるケースも少なくありません。

このような課題を適切かつ確実な支援につなげるためには、いわゆる「縦割り」ではなく、地域、関係団体、行政等が連携し、地域で起こる課題を「丸ごと」受け止め、支えていくことが必要となります。

また、高齢者・障害のある人・子ども等の権利擁護や生活困窮者の自立支援のように多様な側面からの支援が必要な課題についても、地域、関係団体、行政等の連携が重要になります。

(2) 取組内容

多様化・複雑化した生活課題・福祉課題を抱えた人たちを「丸ごと」受け止め、支えていくため、保健師の地域活動の充実を図るとともに、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等による包括的な支援体制を研究・検討します。

また、権利擁護及び生活困窮者の自立支援については、地域、関係団体、行政等が連携し、多様な側面からの支援を行います。

【包括的な支援体制の整備】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	○包括的な支援体制の研究・検討 多様化・複雑化した課題を適切かつ確実な支援につなげるため、地域住民・関係団体・専門職・行政機関等が連携して必要な支援を一体的、包括的に提供する支援体制について、「地域包括ケアシステム」等を参考に研究し、本計画の計画期間中に稼働できるよう、関係機関と検討を進めます。

【権利擁護の推進】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	○権利擁護が必要な人の発見と相談 高齢者・障害のある人・子どもの虐待が疑われる人を発見した際には、すみやかに相談機関に通報します。また、成年後見制度の利用が必要な人や消費者被害のリスクが高い人を把握した際には、相談機関に連絡します。
社会福祉協議会	○成年後見制度に関する総合相談支援 成年後見制度に関する総合的な相談に対応し、関係機関と連携して支援を行います。

社会福祉協議会	<p>○成年後見制度の普及啓発 セミナーや出前講座などを開催するとともに、広報紙やホームページなど様々な媒体で関係情報を発信します。</p> <p>○法人後見の受任 家庭裁判所の審判に基づき、社会福祉協議会が法人として成年後見人等（補助人・保佐人・後見人）の活動を行います。</p> <p>○日常生活自立支援事業の実施 判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、本人との契約に基づいて、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行います。</p>
市	<p>○法定後見制度利用支援事業の実施 低所得や親族がいない等の理由により成年後見制度を利用できない人に対して、家庭裁判所への審判請求や費用に対する助成等の支援を行います。</p> <p>○法人後見の支援 成年後見業務を適切に行うことができる法人を確保するため、社会福祉協議会に対して補助金を交付するなどの支援を行います。</p> <p>○虐待防止に関する普及啓発 市民や関係機関等に対して、高齢者・障害のある人・子どもの虐待防止に関する普及啓発を行います。</p> <p>○虐待への対応 虐待の通報受付窓口である地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、子ども家庭センターにおいて、通報を受け付けるとともに、関係機関と連携しながら適切な支援を行います。</p> <p>○高齢者の消費者被害防止に関する対応 地域包括支援センターにおいて、高齢者消費者被害防止に関する普及啓発を行うとともに、特殊詐欺等の情報を把握した場合には、関係機関と情報共有、連携し対応します。</p>

【生活困窮者の自立支援】

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○生活困窮者の把握 地域で生活に困っている人を早期発見・把握するよう努めます。また、把握した際は、本人の承諾を得た上で関係機関につなぎます。</p>
市	<p>○生活困窮者の把握 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、長岡パーソナル・サポート・センターなどの関係者・関係機関と連携し、生活困窮者の把握に努めます。</p> <p>○生活困窮者の自立支援 生活保護受給者となる可能性がある人の自立を支援するため、長岡パーソナル・サポート・センターにて相談を受け、関係機関と連携しながら、支援を必要とする一人ひとりに合った自立支援を行います。</p>

社会福祉 協議会	<p>○生活福祉資金貸付の実施 低所得者等の生活を経済的に支えるとともに、在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、生活福祉資金の貸付を行います。</p>
-------------	---

2 相談体制・情報提供の充実

(1) 現状と課題

「地域福祉に係る市民アンケート調査」の結果によれば、普段の生活で困ったことが起きた場合の家族・親戚以外の相談先として、「友人・知人(66.2%)」、「近所の人(27.4%)」、「職場の同僚・上司(22.5%)」が上位を占めており、「市役所(21.5%)」をはじめとする行政や関係団体より、身近な知人を頼ることが見て取れます。また、「どこに相談すればよいか分からぬいため、相談しない(5.2%)」という人が一定程度いることから、行政や専門機関の相談窓口は敷居が高く、どこで何を相談できるかが分かりづらいことがうかがえます。

知人を頼っても解決が難しい問題を抱えた場合、相談先がわからぬために相談が遅れたり、問題を抱え込んでしまったりすることがないよう、地域住民の困りごとを身近なところで受け止める民生委員・児童委員の活動が継続的かつ円滑に行われることが重要です。

あわせて、行政や専門機関の相談窓口が市民にとって相談しやすい場所となるよう、いわゆる「たらい回し」の削減や周知方法の見直しなどが必要となります。

(2) 取組内容

① 相談体制の充実

地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動が継続的かつ円滑に行われるよう協力・支援します。

また、行政や専門機関の相談窓口が市民にとって相談しやすい場所となるよう周知に努めるとともに、各窓口の連携体制を強化します。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○民生委員・児童委員の候補者の発掘 各地域の中から、民生委員・児童委員の候補者を発掘するよう努めます。</p> <p>○民生委員・児童委員の活動への理解と協力 民生委員・児童委員の活動内容や業務負担の大きさなどについて理解し、各種活動に協力するよう努めます。</p>
市	<p>○民生委員・児童委員に対する研修の実施 民生委員・児童委員の知識・技術及び活動意欲を向上させるため、定期的に研修を実施します。</p> <p>○相談窓口の連携強化 相談内容に応じて、適切な担当窓口にスムーズにつなげるよう、窓口間の連携体制を強化するとともに、窓口担当職員の知識拡充に努めます。</p>

② わかりやすくアクセスしやすい情報提供

各生活課題・福祉課題に対する相談窓口や多岐にわたる福祉サービス等をわかりやすく的確に伝えるため、冊子やホームページなど各媒体の掲載内容や掲載方法について、検

討・見直しを行います。

また、包括的な支援体制の検討に併せて、適切な情報発信の方法を検討します。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	<p>○情報提供・周知の充実 冊子やホームページなど各媒体に掲載している情報のわかりやすさ、見やすさ、アクセスのしやすさ等を向上させるため、掲載内容の充実を図るとともに、表現方法や分類・階層等のページ構成など掲載方法について見直しを行います。</p> <p>○情報発信方法の検討 包括的な支援体制の検討と併せて、制度別に作成・配布されている冊子の統合など新たな体制に合わせた情報発信方法を検討します。</p>

3 避難行動要支援者・要配慮者への支援体制の充実

(1) 現状と課題

7.13 水害や中越大震災、中越沖地震の経験、さらには災害対策基本法や長岡市地域防災計画を踏まえ、災害時の避難に手助けが必要な避難行動要支援者や、避難生活に福祉的な配慮が必要な要配慮者の安全確保を図ることが重要です。

災害時には、地域コミュニティが大きな力を発揮します。地域コミュニティが中心となり避難行動要支援者の避難支援が行われるよう、町内会、連合町内会等の自治組織を基盤とする自主防災会の結成や育成を推進する必要があります。

また、要配慮者の避難生活を支えるため、福祉的な配慮や介護・看護などの専門的なケアが提供される避難施設を確保する必要があります。

(2) 取組内容

① 避難行動要支援者の避難支援の充実

災害時、避難行動要支援者の避難支援がスムーズに行われるよう、町内会、自主防災会等が中心となり、地域の避難行動要支援者を把握し、情報共有するとともに、避難支援方法を検討・決定します。

市は、避難行動要支援者名簿を地域に提供するとともに、各地域の避難支援体制が整備されるよう支援します。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
地域	<p>○避難行動要支援者の把握と情報共有 市から提供される避難行動要支援者名簿等を活用し、要介護高齢者や障害のある人など避難行動要支援者を把握するとともに、日頃から町内会、自主防災会、福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）等で情報共有するよう努めます。</p> <p>○避難支援方法の検討 各避難行動要支援者とコミュニケーションをとり、支援者や避難場所、移動手段など、避難支援方法をあらかじめ決めておくよう努めます。</p>

地域	<p>○防災訓練の実施 定期的に防災訓練を行うよう努めます。防災訓練に避難行動要支援者も参加できるよう配慮するとともに、避難行動要支援者の避難支援の訓練を実施するよう努めます。</p>
市	<p>○避難行動要支援者名簿の提供 避難行動要支援者名簿を各地域に提供します。また、名簿掲載の意義等について、本人・関係者等に分かりやすく丁寧な説明等を行います。 ○避難支援体制の整備支援 「避難行動要支援者の避難支援ガイドブック」を各地域へ配付するなど、地域の避難支援体制の整備を支援します。</p>

② 災害時における要配慮者への支援体制の充実

災害時、福祉的な配慮や介護・看護などの専門的なケアを必要とする人が避難生活を送ることができるよう、福祉避難所・福祉避難室の運営や社会福祉施設等での緊急受入を行います。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	<p>○福祉避難所・福祉避難室の開設・運営 災害発生時、必要に応じて、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦など要配慮者の避難生活を支える福祉避難所・福祉避難室を開設・運営します。</p> <p>○緊急受入施設の確保 社会福祉法人等と協定を締結し、避難所での生活が困難な人や専門的なケアが必要な人を受け入れる緊急受入施設を確保します。</p>
社会福祉法人等	<p>○要配慮者の緊急受入 市との協定に基づき、避難所での生活が困難な人や専門的なケアが必要な人の緊急受入を行います。</p>

4 利用しやすい施設の整備と公共交通の利便性向上

(1) 現状と課題

高齢者や障害のある人、子どもなどを含むすべての人気が安心・安全で快適に暮らすことができるよう、歩行環境の改善や公共的施設のバリアフリー化を推進することが求められています。

また、車社会の進展や人口減少等による公共交通機関の減少により、公共交通機関の依存度が高い高齢者や障害のある人などを中心に、交通手段の確保が困難な人が増えています。すべての人にとって安心・安全で快適な公共交通機関となるよう、事業者等を支援することはもとより、自家用車を持たない高齢者や障害のある人などが利用できる経済的で利便性の高い交通手段の確保が求められています。

(2) 取組内容

① 公共的施設等のバリアフリー化

すべての人にとって安心・安全で快適な歩行環境を確保するため、歩道の新設や改築、段差解消、歩道舗装の改善に取り組みます。

また、公共的施設のバリアフリー化を推進するため、市有施設はもとより、民間事業者が所有・運営する公共的な施設についても、法令に基づき対応するよう働きかけます。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市	<p>○歩道の新設 交通量の多い道路では、安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道と車道は可能な限り分離し、歩行者にやさしい利用しやすい歩道の新設に努めます。</p> <p>○歩道の改築、段差解消 高齢者や障害のある人、子ども、ベビーカーなどが安全で快適に歩行・移動できるよう、歩道の拡幅や車道との段差解消を行うなど、バリアフリー化に努めます。</p> <p>○歩道舗装の改善 雨天時でも滑りにくく、街路樹の保護育成にも効果のある透水性舗装等を、条件の整ったところから導入します。</p> <p>○公共的施設の環境改善 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「新潟県福祉のまちづくり条例」等を踏まえ、市有施設のバリアフリー化に取り組むとともに、公共的な施設を所有・運営する民間事業者等にも法令に基づく対応を求めていきます。</p>

② 公共交通の利便性向上と移動支援

公共交通の利便性を向上させるため、バス待合所の設置や低床式バスの導入を支援するとともに、地域における経済的で利便性の高い交通手段の確保について引き続き検討します。

また、障害のある人や要介護認定者の移動手段を確保するため、各種移動支援サービスを実施・推進します。

取組主体	地域による取組の例／市が実施する事業
市 ・ 地域	<p>○地域における交通手段の検討・確保 地域における経済的で利便性の高い交通手段の確保に向けて、平成29年度に実施したデマンドタクシー運行の実証実験結果等を踏まえ、継続検討します。</p>
市	<p>○バス利用の利便性向上 バス利用者の利便性、冬期間の安全性及び快適性を確保するため、バス待合所の設置希望者に対して補助金を交付し、設置者の負担軽減を図ります。また、車いす利用者も乗ることができる低床式バス（ノンステップバス、ワンステップバス）を購入するバス事業者に対して、補助金を交付します。</p>

	<p>○在宅障害者の移動手段の確保</p> <p>在宅障害者の社会参加の促進、費用負担の軽減のため、リフト付きバス「ほほえみ号」の運行、タクシー利用券の交付、自動車燃料費の助成等を行います。また、人工透析を受ける人の通院手段を確保するため、「福祉デマンドタクシー」の運行を支援します。</p> <p>○福祉有償運送の推進</p> <p>NPO 法人が行う福祉有償運送事業の安全・安心な運行を確保するため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」において各種施策の協議を行うとともに、NPO 法人等への相談支援を行います。</p>
--	--

< 資 料 編 >

1 地域福祉に係る市民アンケート調査

(1) 調査の概要

① 調査の目的

長岡市が平成 29 年度に「地域福祉計画」を策定するにあたり、地域コミュニティの現状や、地域での支え合い、ボランティア活動への参加意向等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施したもの

② 調査期間

平成 29 年 7 月 18 日から 8 月 2 日

③ 調査対象

長岡市在住の満 18 歳以上の男女 6,000 人（無作為抽出）

④ 調査項目（項目ごとに 2～6 の設問を設定）

問 1. 地域コミュニティについて

問 2. 支え合い・助け合いについて

問 3. 民生委員・児童委員について

問 4. ボランティア活動への参加について

⑤ 調査方法

郵送により配布・回収

⑥ 調査結果

「地域福祉に係る市民アンケート調査 報告書」としてまとめるとともに、当計画に結果の抜粋を掲載

⑦ 回収結果

調査対象者 6,000 人に対する回収数は 2,949 人で、回収率は 49.2%

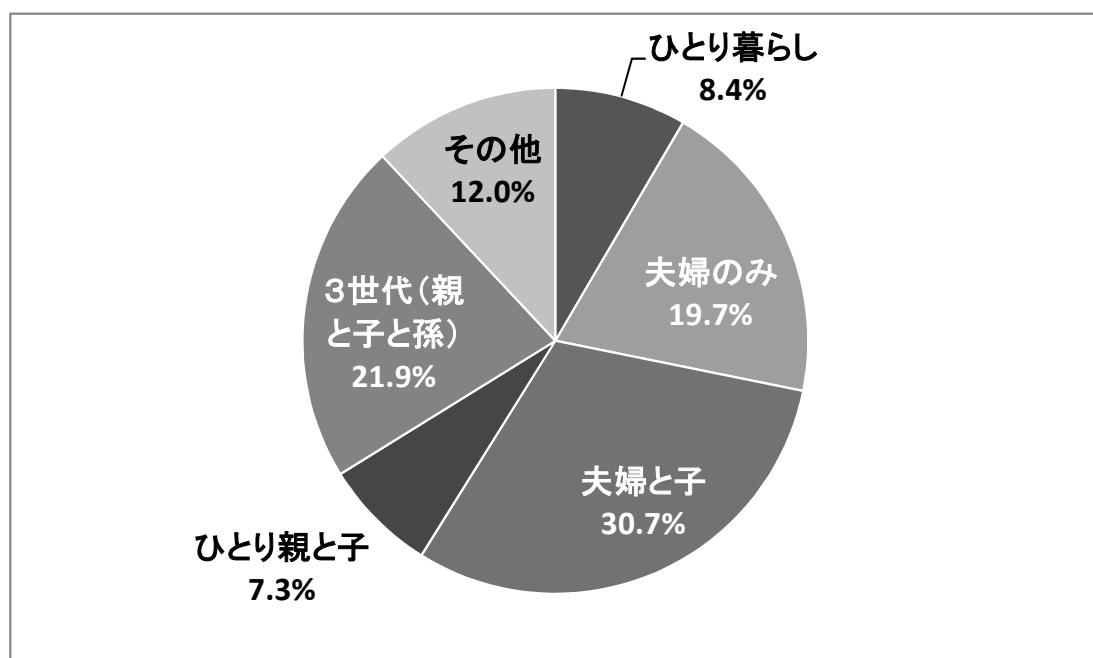
(2) 調査の結果（抜粋）

① 家族構成と居住年数

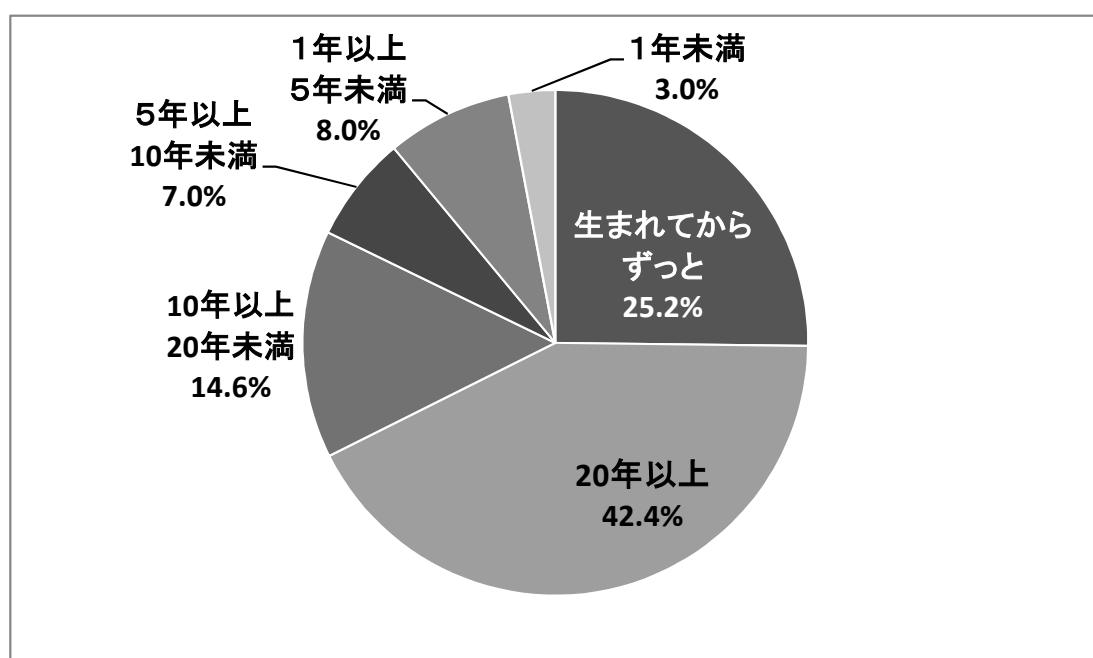
「夫婦と子」が最も多く 30.7%で、以下、「3世代（親と子と孫）」の 21.9%、「夫婦のみ」の 19.7%が続いています。

また、現在住んでいる地区での居住年数は、「生まれてからずっと」(25.2%) と「20 年以上」(42.4%) を合わせると、7割近くの人が 20 年以上現在住んでいる地区で居住していることになります。

家族構成



居住年数

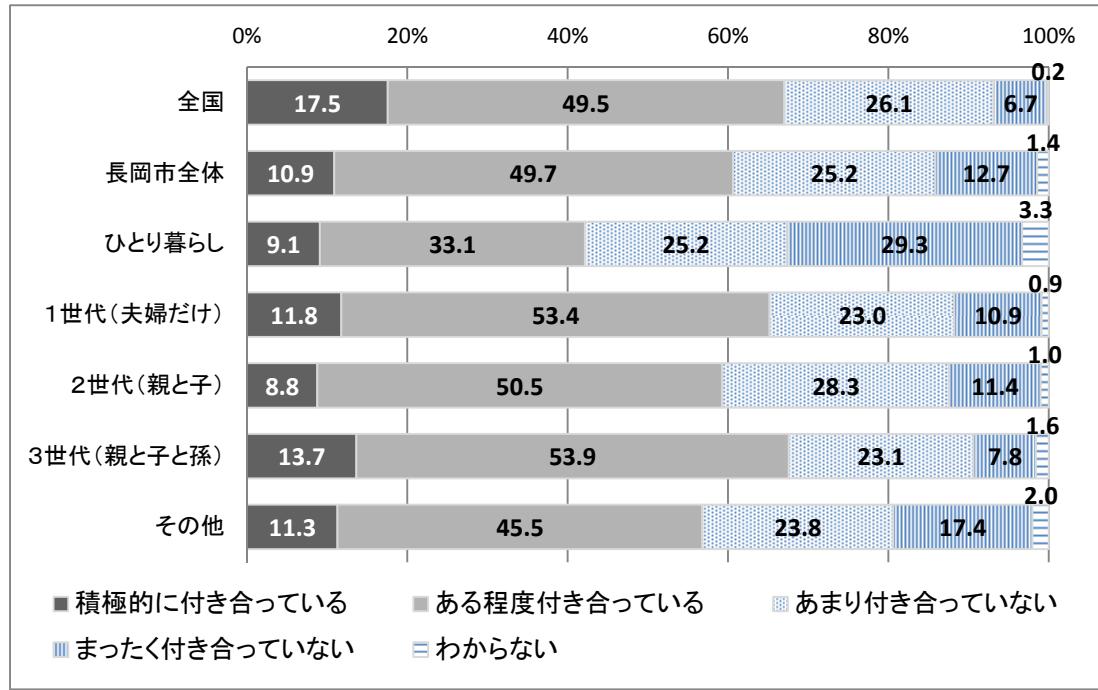


② 地域での付き合いの程度

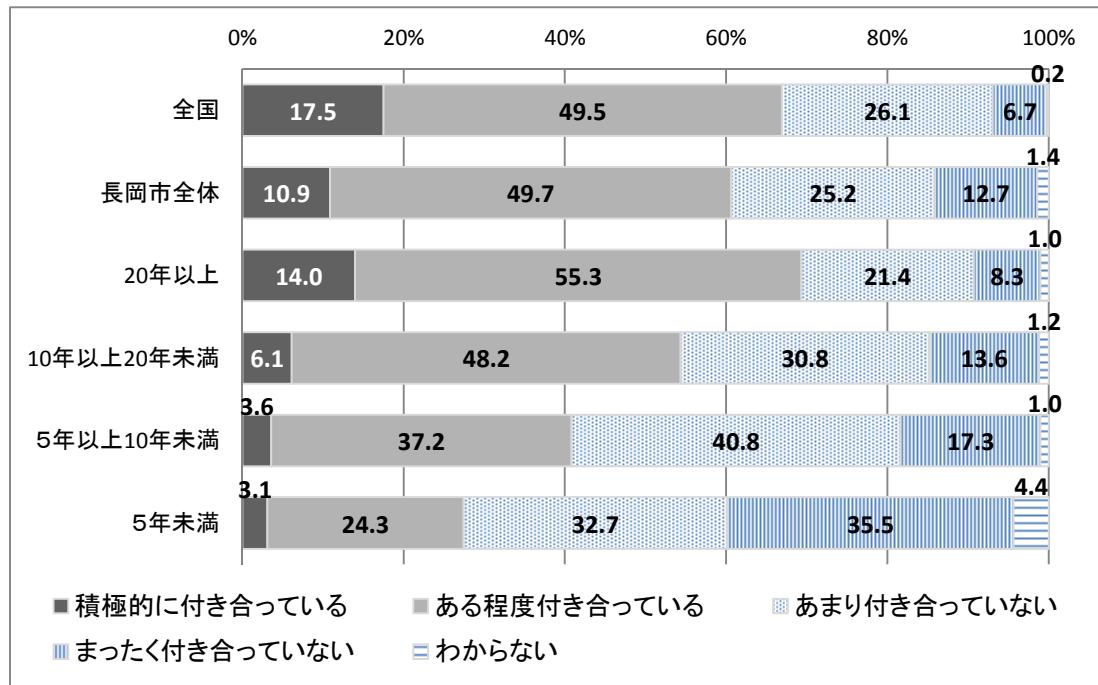
「積極的に」または「ある程度」付き合っている人は、全体では約6割いる一方で、ひとり暮らしの人だと約4割になっています。

また、居住年数が長いほど、地域での付き合いを「積極的に」または「ある程度」している傾向があります。

家族構成別



居住年数別



※全国調査：内閣府政府広報室「社会意識に関する世論調査」平成29年4月

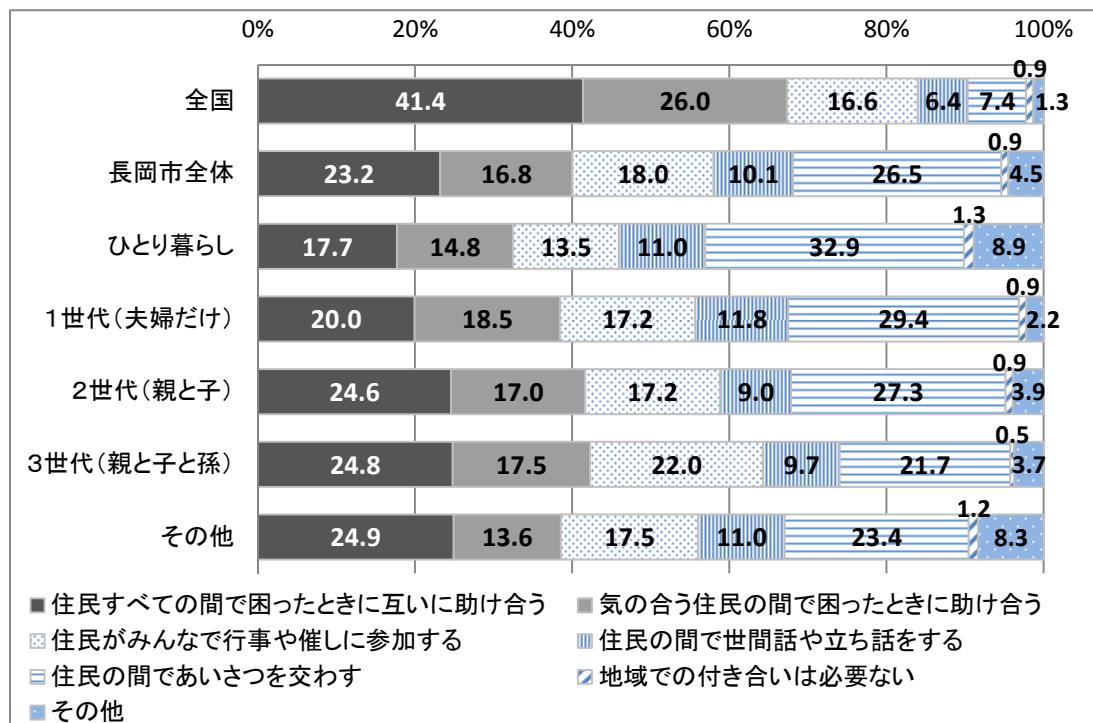
(グラフ上の「積極的に付き合っている」の値は、「よく付き合っている」の値を反映)

③ 地域での付き合いはどの程度が望ましいと思うか

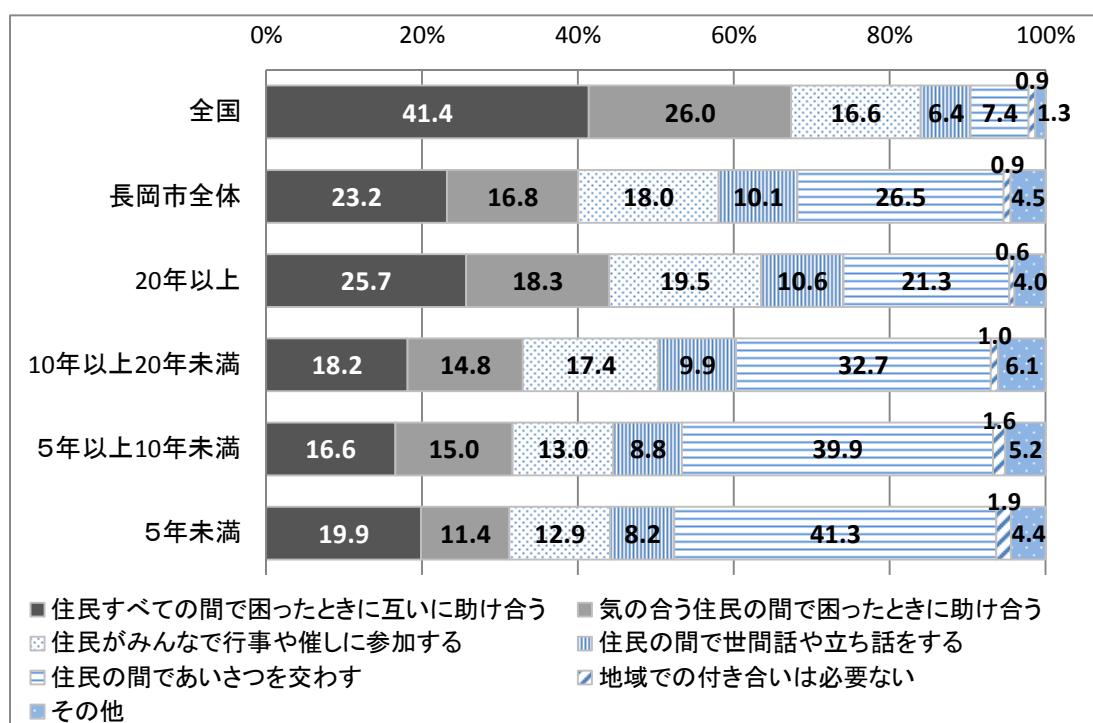
内閣府が行った全国調査の結果と比較すると、「住民すべての間で困ったときに互いに助け合う」が18.2ポイント、「気の合う住民の間で困ったときに助け合う」が9.2ポイント低い一方、「住民の間であいさつを交わす」が19.1ポイント高く、地域での助け合いに対する意向が低いことが伺えます。

また、居住年数が長いほど、地域での付き合いの程度が強いことを望ましいと思う傾向があります。

家族構成別



居住年数別



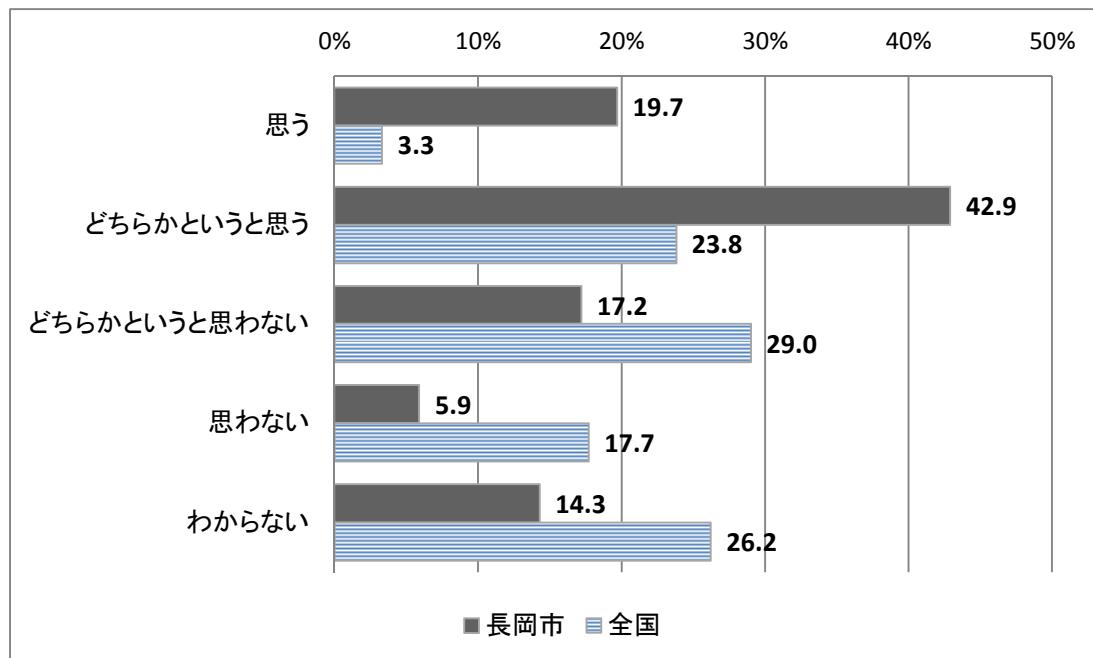
※全国調査：内閣府政府広報室「社会意識に関する世論調査」平成29年4月

④ 地域での支え合い・助け合いについて

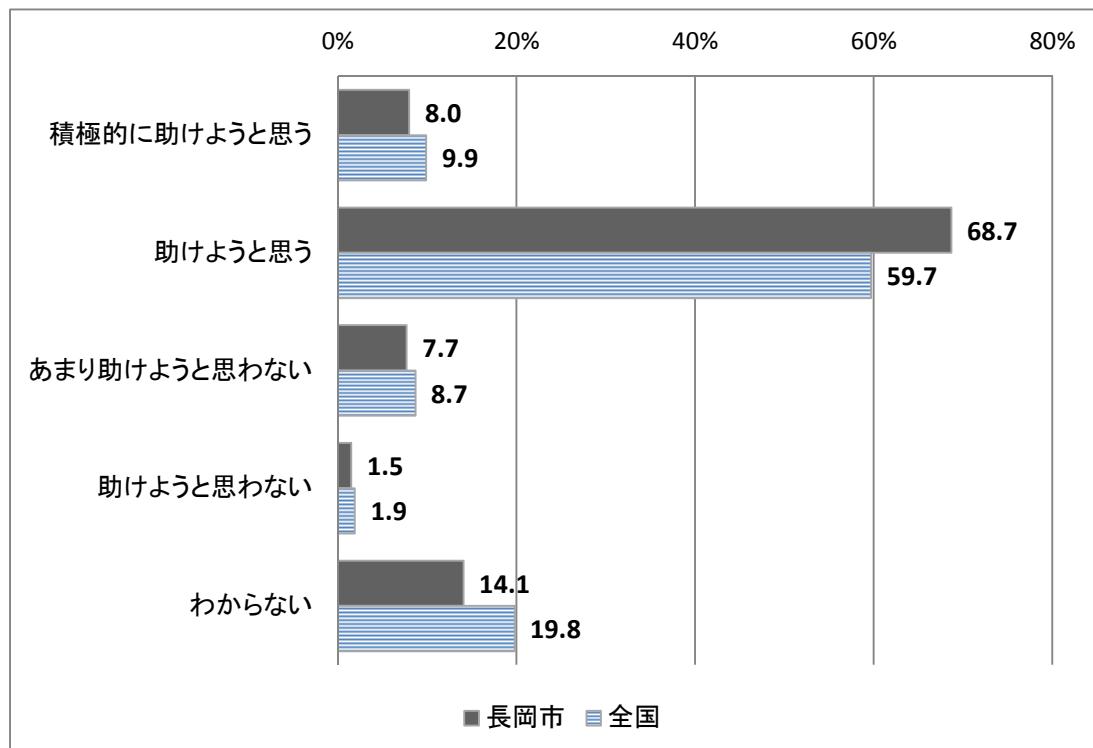
民間シンクタンクが行った全国調査の結果と比較すると、地域での住民同士の支え合いがなされていると「思う」、「どちらかというと思う」の合計が 35.5 ポイント高く、地域での支え合いがなされていることが伺えます。

また、地域で困っている人がいたら助けようと思うかどうかについては、7割以上の人が「積極的に助けようと思う」または「助けようと思う」と回答しています。

地域での住民同士の支え合いがなされているかどうか



地域で困っている人がいたら助けようと思うか

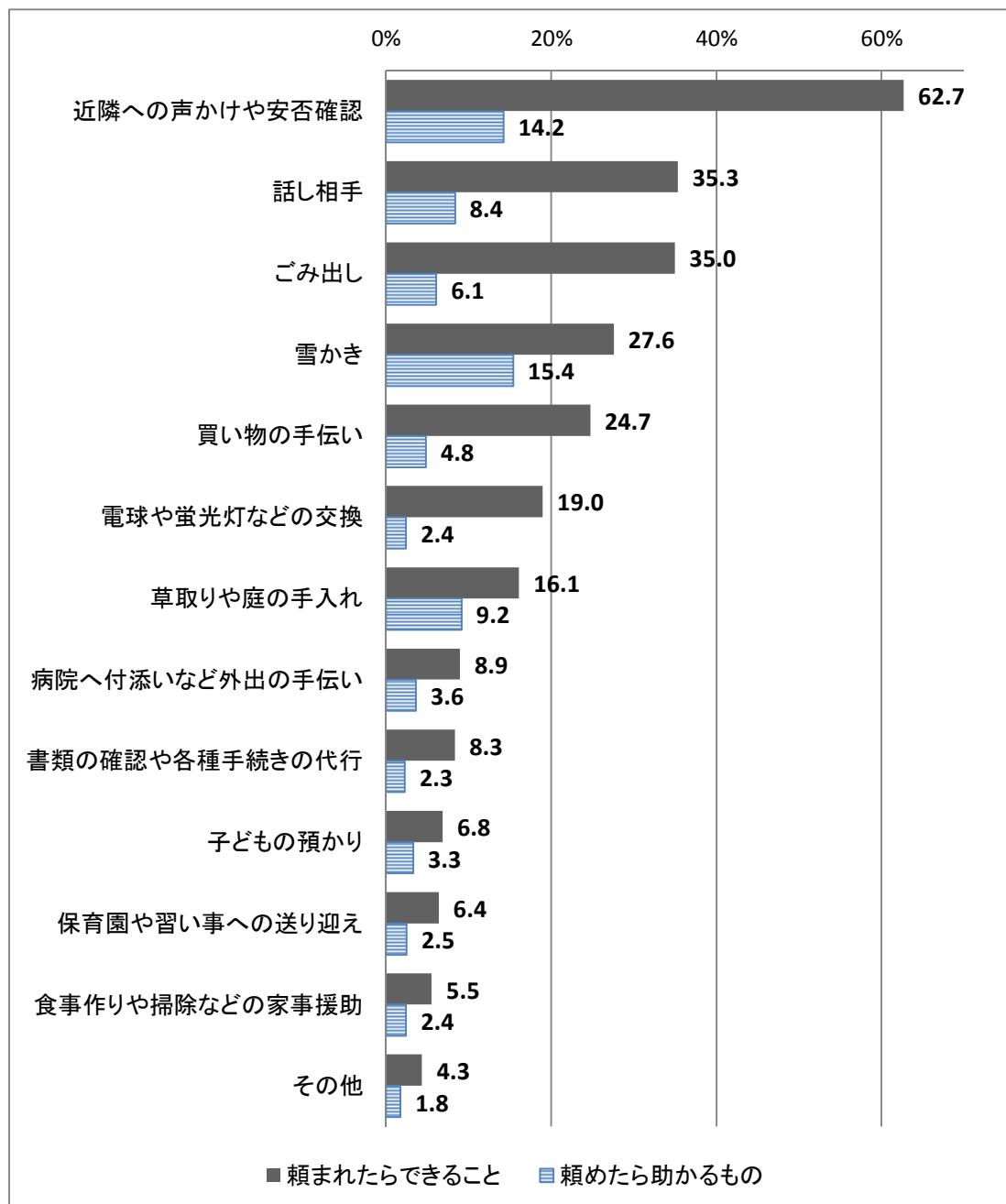


※全国調査：三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング「平成 27 年度少子高齢社会等調査検討事業」
※長岡市・全国共に、年齢 40 歳以上の人のが対象である。

⑤ 頼まれたらできること／頼めたら助かるもの

地域に困っている人がいた場合、頼まれたらできることは、「近隣への声かけや安否確認」が最も多く 62.7%で、以下、「話し相手」の 35.3%、「ごみ出し」の 35.0%、「雪かき」の 27.6%、「買い物の手伝い」の 24.7%が続いている。

また、抱えている困りごとのうち、近所の人に頼めたら助かるものは、「雪かき」が最も多く 15.4%で、以下、「近隣への声かけや安否確認」の 14.2%、「草取りや庭の手入れ」の 9.2%、「話し相手」の 8.4%、「ごみ出し」の 6.1%が続いている。

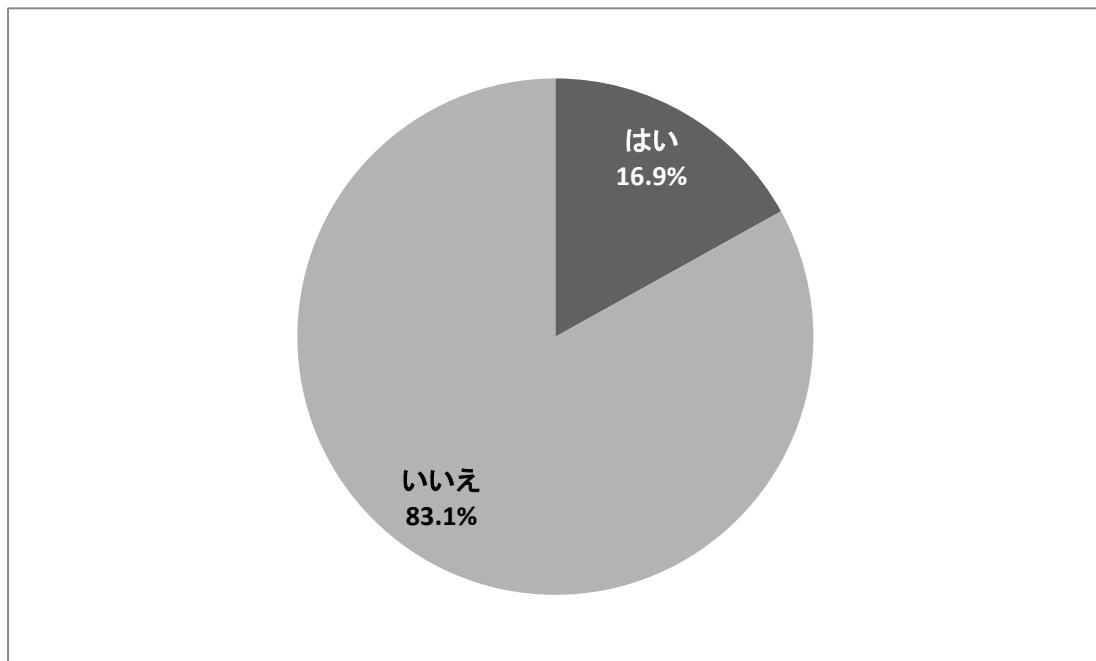


⑥ ボランティア活動への参加状況

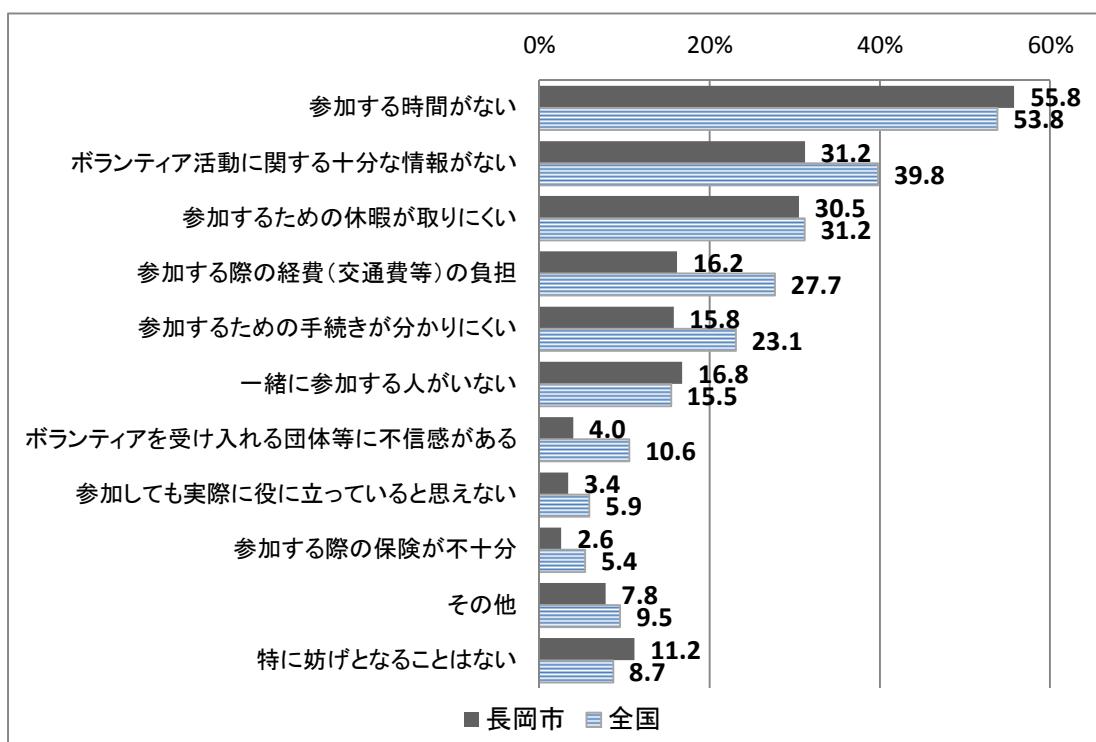
過去1年間でボランティア活動に参加していない人は8割以上にのぼります。

また、ボランティア活動への参加の妨げとなることとして、「参加する時間がない」が最も多く45.8%で、以下、「十分な情報がない」の28.8%、「参加するための休暇が取りにくい」の23.6%が続いています。

1年以内にボランティア活動をしたか



ボランティア活動への参加の妨げとなること



※全国調査内閣府「平成28年度 市民の社会貢献に関する実態調査」

※長岡市は年齢18歳～69歳が、全国は年齢20歳～69歳が対象である。

2 長岡市高齢者保健福祉推進会議設置要領

(設置)

第1 本市は、高齢者保健福祉施策、介護保険施策及び地域福祉施策(以下「施策」という。)の推進に当たり、医療・保健関係者、福祉関係者その他市民等から広く意見を聴き、これに反映させるため、長岡市高齢者保健福祉推進会議(以下「会議」という。)を開催する。

(任務)

第2 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 長岡市高齢者保健福祉・介護保険事業・地域福祉計画の策定、進捗管理及び推進に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の推進に必要な事項

(組織)

第3 会議は、市長が依頼する委員で組織する。

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 会議に委員長及び副委員長を置き、市長がこれらを指名する。

2 委員長は、会務を統括し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集し、委員長がその進行を行う。

(部会)

第7 会議は、第2条各号に定める事項のうち、特に専門的な事項を協議するため、部会を設置することができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、福祉保健部福祉総務課で処理する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

3 長岡市高齢者保健福祉推進会議 委員名簿

分野	氏名	職業等	備考
医療・保健	加邊 純雄	長岡市医師会 理事	
被保険者	金子 由美子	越路地域委員 副委員長	
費用負担関係者	柄澤 信	北越銀行健康保険組合 常務理事	
学識経験者	鯉江 康正	長岡大学 副学長	
被保険者	小西 幸子	自営業	
福祉	小林 啓一	特別養護老人ホーム槇山けやき苑 苑長	
費用負担関係者	小林 守	連合新潟中越地域協議会 事務局長	
福祉	佐合 ヒロ子	長岡市ボランティア連絡協議会	
被保険者	竹内 スミ	長岡老いを考える会	
費用負担関係者	長谷川 和明	長岡商工会議所 事務局次長	
福祉	長谷川 剛	長岡市民生委員児童委員協議会 会長	副委員長
被保険者	長谷川 美恵子	無職	
被保険者	林 道子	長岡市老人クラブ連合会 長岡支部 理事	
市民代表	藤田 功	無職	
市民代表	堀 徳太郎	無職	
福祉	本田 史朗	長岡市社会福祉協議会 会長	委員長
医療・保健	村松 瑞人	長岡歯科医師会 理事	
被保険者	山崎 隆子	栃尾地区民生委員・児童委員	
福祉	吉井 靖子	高齢者総合ケアセンターこぶし園 総合施設長	
学識経験者	米山 宗久	長岡大学経済経営学部 教授	

4 長岡市障害者施策推進協議会規則

(目的)

第1条 この規則は、長岡市附屬機関設置条例（昭和32年長岡市条例第7号）第3条の規定に基づき、長岡市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）について、その組織、運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 協議会は、市民、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の招集及び会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 協議会は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱をする委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

5 長岡市障害者施策推進協議会 委員名簿

氏名	職業等	備考
阿部 友子	市民代表	
飯田 薫	長岡公共職業安定所 所長	
五十嵐 勝彦	長岡市手をつなぐ育成会 会長	
池野 宏子	長岡市精神障害者家族会連合会 会長	
小田島 奈緒子	ワークセンター千秋 管理者	
佐々木 美恵子	長岡市ろうあ者福祉協会	
関 孝幸	新潟県あけぼの園 園長	
土田 清海	長岡市身体障害者団体連合会 事務局長	
沼田 夏子	新潟いなほの会-発達障害児者親の会-	
長谷川 和明	長岡商工会議所 事務局次長	
長谷川 剛	長岡市民生委員児童委員協議会 会長	
藤田 芳雄	長岡視覚障害者福祉協会 会長	
本田 史朗	長岡市社会福祉協議会 会長	委員長
丸山 直樹	長岡市医師会 理事	
諸橋 文男	市民代表	
山口 勇司	医療法人崇徳会地域サービスセンター 次長	
横田 敏盛	長岡市立高等総合支援学校 校長	
吉田 良子	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 副部長	
米山 宗久	長岡大学 教授	副委員長

長岡市地域福祉計画

平成30年3月

編集 長岡市福祉保健部福祉総務課

発行 長岡市

〒940-8501

新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

電話 (0258) 39-2371 (福祉総務課直通)

FAX (0258) 39-2275

電子メール fukushi@city.nagaoka.lg.jp